

学習院大学史料館所蔵史料目録 第十五号

西園寺家文書

目次

凡例	6
勤仕	9
神宮伝奏	9
禁裏小番	10
宣命	11
備忘・覚書	12
次第書	12
笏紙	13
覚書	15
改元その他	15
指図—I 行事指図	16
指図—II 宮城図その他	18
辞表	19
西園寺家	20
家族・親族・一門	20
家格	21

官位・拝賀	22
交際	23
公望	24
妙音天・西園寺	26
日記記(管見記)	29
伝世品・什物類	29
家臣—I	30
家臣—II 藤井尚弼一件	31
教養・文芸	32
免許類	32
和書・漢籍	32
刷物	35
絵巻	37
和歌・書画	38
土地・経済	40
家領・土地—I 中世	40
家領・土地—II 判物	40
家領・土地—III 近世・近代	41
屋敷(拝領地一件)	44

經 濟	48
近代書状	53
その他	56
追録分 資料目録	59
解 説	60
西園寺家系図	66
西園寺家墓所法名対照表・西園寺家墓所平面図	68
西園寺家所蔵『公衡公記』	72
積 文	76
西園寺家所蔵『公衡公記』人名索引	7

凡 例

一 本目録は、平成八年（一九九六）三月二日に、西園寺公友氏から学習院大学史料館へ寄託された西園寺家文書の目録である。

史料の分類

一 史料は主題分類を施したうえで、原則として「年代」、次いで「史料番号」の順に配列した。ただし、紐でくくられていたり、包紙・封筒・袋などに入れられていたものや、一つに折り込まれていて一体性が強いものを一括と呼び、一括が同一項目内に全て分類できる場合に限り、それを優先して配列した。

史料番号

一 史料に一番号を付与することを原則とした。一括して保存されていたり、綴られていた史料には、適宜枝番号を付した。特に、綴は枝番号に○を付して他の一括と区別した。

年代

一 作成年代を記した。史料に年代が記されていなくても、差出・受取や紙質・筆跡などから作成年代が推定できるものは、（ ）を付した。ただし、江戸時代以降に成立したことの明らかなものについては、特にその旨を記さなかった。

史料名

一 史料の原表題を採ることを原則とし、原表題がないもの、原表題だけでは内容が不明瞭なものについては、（ ）を付して補った。原表題については、J I S 規格の第一・第二水準以外の漢字のみ新字になおしたが、（ ）内は全て新字になおし、現代仮名遣いを用いた。表題欄に示した「 」内の年代は、史料に記されている内容の年代である。

差出・作成、受取

一 差出・作成と受取の情報は全て記した。差出・受取の項目には、書写も含めることとし、その場合は「書写」の旨を註記した。原文に記されていない情報であっても、推定できるものについては（ ）で補った。なお、旧字は原文通りに採録することを原則としたが、J I S 規格の第一・第二水準以外の漢字は、新字になおした。人名は、（ ）内であっても、旧字で記している。

一 形態

形態は、縦紙、折紙、切紙、継紙、巻紙、縦帳、縦半帳、横帳、卷子、笏紙、封筒、付箋、包紙、扇、布、新聞などとした。縦帳・横帳などが損壊しているものは、() を付して (縦帳)・(横帳) などのように記した。

一 数量

数量は、一個体を一点として数えた。例えば、包紙と本紙が別々の個体の場合は、「2 (点)」と数え、包紙と本紙がこよりや糊によって一体化している場合は、「1 (点)」と数えた。

一 備考

備考には、基本的に次の情報を盛り込んだ。封筒・包紙・紐・付箋などの付属状態。端裏・紙背・宿紙・罫紙・木版・刷物などの情報。綴や封筒・包紙による史料の一括の状況。奥書などから明らかになる写本の系統。原文の記載と目録上の記載の相違。そのほか、適宜必要と思われる情報を記入した。

神宮伝奏

6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	史料番号
22	21	20	4	10	11	5	3	8	2	1	
(明和8年)11月29日	(明和8年)11月24日	明和8年11月24日	明和7年1月11日	(明和5年)	(明和2~5年)	明和5年1月11日	明和3年1月11日	(寛永13年)1月11日	寛永13年1月11日		年代
蔵人右中辨日野資矩奉書	蔵人右中辨日野資矩奉書	口宣(内宮一禰宣荒木田守秀叙従二位)	(神宮奏事始)奏事目録	(包紙)	(包紙)	(神宮奏事始)奏事目録	(神宮奏事始)奏事目録	蔵人頭右大辨清閑寺共綱奉書	(神宮奏事始)奏事目録	(付箋「第廿二」宣旨の控書及奏事目録)	表題
右中辨資矩(日野)	右中辨資矩(日野)	蔵人右中辨藤原資矩(日野)	(上卿西園寺賞季、弁裏松謙光)	権右中辨光祖(烏丸)	権右中辨光祖(烏丸)	(上卿西園寺賞季、弁柳原紀光)	(上卿広幡輔忠、弁柳原光房)	頭右大辨共綱(清閑寺)	綱 (上卿西園寺實晴、弁清閑寺共綱)		差出・作成
西園寺大納言殿(賞季)	西園寺大納言殿(賞季)			春宮権大夫殿(西園寺賞季)	西園寺大納言殿(賞季)			西園寺大納言殿(實晴)			受取
堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	包紙	包紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	付箋	形態
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	数量
宿紙	宿紙	宿紙	端裏、宿紙	宿紙	宿紙	端裏、宿紙	端裏、宿紙	宿紙	端裏、宿紙	紙、6、2、26 一括	備考

神宮伝奏

勤 仕

禁裏小番

2	史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考	
31									
享保15年2月24日		享保十五年二月廿四日於南殿當座御會・月次御會							

6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
26	25	24	23	15	18	7	19	9	6	16	17
						12月14日		(安永1~4年)	安永4年1月11日	(明和6~安永1年)	安永1年12月18日
万里小路輔房符案断簡「永禄元年」	万里小路輔房符案断簡「永禄6年」	万里小路輔房符案断簡「永禄6年」	万里小路輔房符案断簡「永禄6年」	万里小路輔房符案断簡「永禄6年」	(追而書)	左少弁奉書案	(包紙)	(包紙)	(神宮奏事始)奏事目録	(包紙)	口宣(織田信浮従五位下越前守叙任)
左中弁輔房(万里小路)						左少弁	左少弁	右少辨頼熙(葉室)	(上卿西園寺賞季、弁裏松)謙光	右中辨資矩(日野)	藏人頭右中辨藤原資矩(日野)
万里(万里小路惟房)				左大史殿(壬生朝芳)		大夫史殿	大夫史殿	西園寺大納言殿(賞季)		西園寺大納言殿(賞季)	
(竖帳)	(竖帳)	(竖帳)	(竖帳)	(竖帳)	竖紙	竖紙	包紙	包紙	竖紙	包紙	竖紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23~26もと一書 宿紙、6、15・	23~26もと一書 宿紙、6、15・	23~26もと一書 宿紙、6、15・	23~26もと一書 宿紙、6、15・	23~26もと一書 宿紙、6、15・	宿紙	宿紙	宿紙	宿紙	端裏、宿紙	宿紙	宿紙

7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
4	15	14	11	3	13	2	24	18	22	21	27	20	17	19	23	26	25
					寛政8年11月15日	卯年1月21日			元和2年(1月)7日	慶長16年1月1日	慶長15年	慶長5年1月1日	慶長4年	慶長2年	文禄5年	文禄4年12月22日	文禄4年12月22日
(白馬節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(豊明節会笏紙)	(包紙「三節會笏紙三枚、右外正月廿一日拝借写留」)	(白馬節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(白馬節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(白馬節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(元日節会笏紙)	(白馬節会笏紙)	(白馬節会笏紙)	(白馬節会笏紙)
									(西園寺實益)	(西園寺實益)	(西園寺實益)	(西園寺實益)	(西園寺實益)	西園寺實益	西園寺實益	西園寺實益(書写)	西園寺實益(書写)
笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	包紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙	笏紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
					裏書	一括	裏書	裏書	裏書	裏書	裏書	裏書	裏書	裏書	裏書	裏書、もとは天文17年に一条兼冬が書写	裏書、甘露寺親長本

指図—I 行事指図

史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考
3	寛延2年8月24日	辰日悠紀主基節會			繼紙	1	
3	寛延2年8月24日	巳日悠紀主基節會圖			繼紙	1	
3	寛延2年8月24日	例幣神祇官代雨儀之圖			豎紙	1	
3	寛延2年8月24日	一社奉幣神祇官代幄之圖			豎紙	1	
3	寛延2年8月24日	伊勢御遷宮一社奉幣發遣神祇官代圖			豎紙	2	3, 42, 1, 1, 4
3	寛延2年8月24日	伊勢御遷宮一社奉幣發遣神祇官代圖			豎紙	1	
4	享保3年11月	(朔旦冬至、案・花足・賀表函図)			豎紙	1	
4	元禄12年11月	元禄十二年朔旦冬至圖			繼紙	1	
7	貞享4年1月23日	皇太子東山院御元服空頂黒幘			繼紙	1	

7	37	(寛政3年)	(尊号一件上申文控)	(西園寺)賞季	切紙	1	
3	56	明和1年6月2日	明和改元詔書(写)	一品行中務卿臣職仁親王宣、從四位上行中務大輔臣藤原兼敦	切紙	1	裏書
5	35	(延宝9年)	天和度革命定申詞		繼紙	1	
3	47	(延宝9年)	天和度革命定文	(近衛)基熙、(清閑寺)熙房、(三条)衷通、(近衛)家熙、(柳原)資廉、(今出川)伊季、(醍醐)冬基、(千種)有維、(万里小路)淳房	切紙	4	紙背

4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	史料番号
22	12	69	69	69	44	44	44	44	44	43	41	41	
		3	2	1	5	4	3	2	1		2	1	
											寛政3年9月5日	正徳3年3月20日	年代
八省指圖	(御殿指圖)	御引渡	御高盛二之膳	御高盛本膳	(拾芥抄抜書、内裏内門・中門・外門図)	宮城指圖	(内裏図)	(宮城図)	(宮城部分図)	京都周辺四方図	(春日社焼失図)	回祿圖 正徳三年癸巳三月廿日未半刻出火丑刻鎮	表題
													差出・作成
													受取
(綴)	縦紙	縦紙	縦紙	縦紙	縦紙	(綴)	(綴)	(綴)	(綴)	継紙	縦紙	継紙	形態
1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	数量
									3、44、1、1、5 一括封筒入	封筒		3、41、1、1、2 一括封筒入	備考

指図一Ⅱ宮城図その他

5	5
42	41
(即位図)	(踏歌・節會之圖)
継紙	継紙
1	1

辞 表

3	3	2	史料番号
9	63	56	
	天明5年2月19日	享保1年11月1日	年 代
辞表(写)	辞表(写)	享保度(九条輔實公復辟表(写))	表 題
	撰政従一位臣藤原朝臣(九条尚實)	桑原式部権大輔菅原長義	差出・作成
			受 取
継紙	縦紙	継紙	形態
1	1	2	数量
後欠		包紙	備考

辞 表

4
23
(宮門指図)
(綴)
1

西園寺家

家族・親族・一門

史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考
2	享保2年2月3日	(西園寺家歴代忌日書上)〔公季〕實輔	(大宮)公央	勤修寺権右中辨殿(高頭)	折紙	1	付箋
7	(宝曆1年)12月9日	(四位参議昇進願下書)	(西園寺)致季	柳原大納言殿(光綱)、 廣橋大納言殿(兼胤)	折紙	1	
3	(宝曆2年)1月9日	口状(橋本宰相中将の嫡子病気につき養子願)	(西園寺)致季	堀田相模守殿(正亮)、 酒井左衛門尉殿(忠寄)、 本多伯耆守殿(正珍)、 松平右近将監殿(武元)	綴	1	綴 7 17 ① ⑤
7	(宝曆2年)1月9日	(橋本家養子許可に対する幕府あて礼状控)	(西園寺)致季	板倉佐渡守殿(勝清)、 小出信濃守殿(英持)、 松平宮内少輔殿(忠恒)			
7	(宝曆2年)1月9日	(橋本家養子許可に対する幕府あて礼状控)	(西園寺)致季	秋元但馬守殿(涼朝)			
7	(宝曆2年)1月9日	(橋本家養子許可に対する幕府あて礼状控)	(西園寺)致季	戸田淡路守殿(氏房)、 酒井石見守殿(忠休)			
7	(宝曆2年)1月9日	(橋本家養子許可に対する幕府あて礼状控)	(西園寺)致季	前田出雲守殿(玄長)、 織田能登守殿(信威)、 前田信濃守殿(長泰)			

家 格

7	3	7	史料番号
20	5	4	
1			
寛政6年5月10日	明和9年10月23日	(室町後期)	年 代
(付箋「今出川内相府實衡公置文写」)	款状案・職事書状案(閑院流一流として転法輪、西園寺、徳大寺と同列を望む旨)	御厩司次第「寛治2年」天文年間	表 題
	太宰権帥藤原朝臣公麗(滋野井)		差 出 ・ 作 成
	頭左中辨殿(烏丸光祖)		受 取
付箋	継紙	継紙	形 態
2	1	2	数 量
包紙	奥書		備 考

家 格

2	2	7	2	2	2	8	7	7	7
39	38	25	46	47	48	1	28	22	26
		酉年3月	明治9年5月	明治7年4月13日	(明治7年3月14日)	辛未(明治4年)8月	(寛政11年以前)	年 (安永2~3年)9月28	(宝暦6年)
	(寛季孫ヨシ丸の身分取扱につき伺)	(西園寺寛季子女の書上)	覚(徳大寺實祖次男得度について)「天明1~4年」	(実満一件につき書上写)	履歴書(履歴書および戸籍編入懇願書写)	奉願口上書(困窮につき生活扶助につき)	(西園寺家忌日書上)	組などにつき書付写)	(西園寺致季・公晃の子女・家司書上)
				西園寺公望洋行中二付留守心得 華族式部権助橋本實梁、西園寺 公望家扶濱崎直全	西園寺実満	元芳丸事衣笠貞良(印)	(西園寺)賞季	今出川黄門(實種)	
				殿 東京府知事大久保一翁		御殿御家令			
継紙	切紙	継紙	(綴)	堅帳	堅帳	継紙	折紙	切紙	折紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
								端裏	

7	7	7	5	3	3	2	3	8	8	7	2	3	史料番号
15	14	8	34	50	8	60	49	1	1	9	84	60	
								16	41				
							16・17日	10月	5月	(嘉永6〜安政5年)	安政3年1月18日	寛政11年7月8日	年代
崩御之節諷經御焼香相勤申候舊記寫〔元和3〜寛延3年〕	(尼五山・総持院住持職につき覚書)	(内侍所・禁中他への進物書上)	(書状)	(書状断簡)	(天台座主宣下略次第を載せる書状)	(徳大寺・橋本他よりの借物、買物帳)	(橋本・四辻他への進物書上)	手控(維新に伴い邸内の者が引き払ったので使者の往來を断る旨)	(三河国大濱村西方寺よりの衣進上につき書状)	(琵琶・うきを贈る旨書状)	(高松より西園寺宛の書状写)	(徳大寺家記写本についての書付)	表 題
								毛利従五位様御使者財満清太郎	本願寺御門跡御使和田半之尉	水戸前中納言殿(斉昭)御使鶴飼吉左衛門	山口右馬大允(正信)	従一位(西園寺賞季)	差出・作成
			松の木との										受 取
折紙	折紙	継紙	折紙	(継紙)	折紙	横帳	折紙	切紙	継紙	継紙	折紙	切紙	形態
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	数量
			上下切断									2・85と一括	備考

交 際

7	39		三位中将殿御拜賀次第		折紙	1	
---	----	--	------------	--	----	---	--

8	5	3	9	9	5	5	2	2	2	2	2
1	18	51	6	5	22	22	37	42	41	45	36
22					1	2					
4月19日		2月13日	明治16年11月5日		明治15年3月12日	明治11年11月	(明治7~11年)	(明治10年6月)	明治9年8月	明治8年11月16日	(明治7年6月)
(天皇・大宮・桂宮・女御への機嫌伺い)	[明治2~3年] (奇兵隊・報国隊風説書および京都府達書)	諸道御進御手當定	(徳大寺公純墓拓本)	(付箋「第廿五」、「従一位徳大寺公純公之墓石棺表裏面各一」)	叙勲位御届(控)	叙勲者履歴届出心得(雛形)	(西園寺公望母方親族書上)	(西園寺公望履歴・親族書)	(中院通富親族書写)	(西園寺公望家族・一族分家・親族書上控)	(西園寺公望書上)
參與、輔弼、副総裁					正三位西園寺公望	太政官賞勲局				西園寺公望	
參與御中	副総裁、輔弼、議定								(常磐井)	(華族会館)	
継紙	縦帳	継紙	巻紙	付箋	縦紙	縦紙	継紙	綴	罫紙	縦帳	継紙
1	1	1	4	3	1	1	1	1	1	1	1
				紐、9、6、9 一括(但し7、9は欠番)				付箋	罫紙	罫紙	付箋

妙音天・西園寺

史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考
2	8	8	2	2	2	2	3
5	1	1	21	7	10	14	59
	58	57					
明治9年10月	明治6年9月26日	明治6年9月26日	壬申(明治5年)11月10日	明治3年4月	明治2年6月	弘化3年9月	天明8年11月28日
謹而御受書(妙音天像ほか預りにつき)	請券(塔直料の請取証)	覺(塔直料の書上)	西園寺家妙音天由緒書	仕法書(妙音天堂ならびに構修復につき積金のこと)	為御任状之事(妙音天供奉舎修復につき)	為御任状之事(妙音天堂ほか修復につき)	由緒書(宝樹山竹林院西園寺)
上京第十九區葭屋町通丸太町上ル直家町蔵林寺住職伊佐卓然(印)	西園寺役僧北山法嚴(印)	西園寺役僧北山法嚴(印)	西園寺公望家扶濱崎直全	成就心院、巳ノ日講世話方中(印)	西園寺家執事(印)	西園寺殿御役所(印)	西園寺蔡譽
西園寺殿御家扶中	御殿御役所	御殿御役所			成就心院御房巳ノ日講中松屋傳右衛門殿、鱗形屋伊右衛門殿、菊屋伊八殿、橋本金七殿	成就心院御房巳ノ日講中松屋傳右衛門殿、鱗形屋伊右衛門殿、菊屋伊八殿、橋本金七殿	惣御本山(知恩院)御役者中
堅紙	切紙	切紙	堅帳	折紙	継紙	継紙	堅紙
2	1	1	1	1	1	1	1
包紙	綴 8 1 47 61	綴 8 1 47 61	野紙	包紙貼付、刷物	奥書	奥書	端裏

2	2	2	2	2	2	2	2	2
20	6	6	6	16	15	19	11	18
	③	②	①					
明治10年4月	明治10年4月		明治10年4月	明治10年3月	(明治10年3月)	明治9年11月	明治9年11月	明治9年10月
西園寺家妙音天永續方法書(下書)	西園寺家妙音天永續方法書	西園寺家傳來妙音天由縁書	妙音天永續之義二付願	妙音天安置願・妙音天永續之義付願	妙音天安置願	願書(妙音天像を藏林寺へ転座することにつき差止め願)	記(供所建替につき借金証文)	妙音天尊像御附物佛器品書
西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)	西園寺公望代理東京第三大區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地 従三位橋本實梁(印)
西園寺家御執事山口正信殿	西園寺家御執事山口正信殿	西園寺家御執事山口正信殿	京都府知事植村正直殿	京都府知事植村正直殿	京都府知事植村正直殿	山口正信殿	山口正信殿	山口正信殿
豎帳			綴	豎帳	豎帳	豎帳	豎紙	豎帳
1			1	1	1	1	2	1
罫紙	罫紙	罫紙	綴 2・6・①・③		奥書	罫紙	包紙	罫紙

8	8	7	7	2	2	8	8	2	2	2	2	2	2	2
1	1	32	23	8	13	1	1	4	3	9	12	17	13	13
23	18	3			③	38	19						⑤	②
					(24日)	8月14日	1月15日	(明治)25年6月23日	明治16年11月	明治16年6月15日	明治11年3月12日	(明治)10年11月10日	(明治)11年7月26日	明治10年4月
成就心院傳來書付寫「治承3〜嘉吉2年」	(中宮御所への献上品書上)	(書付「少納言入道…」)	(永統方法等につき伺いを出すべき旨、知事38号達書写)	(成就心院伝來書付写「治承3〜明和2年」)	(妙音天の諸事委任状などにつき書付)	口演(権僧正宣下の際の官物につき取調願)	(御所への献上品につき書状)	(白雲神社社殿修復許可願につき書状)	白雲神社之儀二付奉伺候(社務所所払につき、社殿移動の伺)	證(供料受取)	御請書(妙音天日供料請取・樂器類預りにつき)	西園寺家傳來妙音尊天由縁書・妙音天安置願(写)	(妙音天社名につき書状)	妙音天永續之義二付願(写)
成就心院	成就心院					伏見宮妙音天准院家勝金剛院	山本家内帯刀改名緒方秀三様	京都室町出水上ル丁巳ノ日講惣代澤井忠二郎(印)	上京區第廿七巷組近衛町巳ノ日講惣代澤井忠次郎(印)、右同區同組常泉院町東村傳藏(印)	白雲神社巳ノ日講惣代澤井忠次郎(印)	上京第廿一區近衛町巳ノ日講中惣代澤井忠次郎(印)		巳ノ日講中惣代澤井忠二郎	西園寺公望代理東京第三區五小區市ヶ谷砂土原町三丁目十七番地從三位橋本實梁
						西園寺殿御役人中	西園寺様御内山口正信様	東京靴町區土手町三番町西園寺殿御家扶御中	西園寺殿御執事	西園寺殿御家扶山口正信殿	西園寺家御家扶御中		山口正信殿	京都府知事植村正直殿
繼紙	繼紙	切紙	豎紙	繼紙	綴	切紙	繼紙	繼紙	豎紙	切紙	豎紙	豎帳	繼紙	豎紙
1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1
			罫紙	明治初期の貼札あり	綴 2、13、①、⑩			封筒、2、3一括	包紙、こより、罫紙、2、4一括		罫紙	罫紙	綴 2、13、①、⑩	①、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

家臣一 I

3	3	史料番号	年 代	表 題	差 出 ・ 作 成	受 取	形 態	数 量	備 考
21	6								
(文化12年)12月8日	明和8年12月			乍恐奉願上候口上書(地下官人に召し加えられたき旨)	小野中務政方	西園寺大納言様諸大夫御中	縦紙	1	
				乍恐奉言上口上之覚(不調法赦免願)	(濱崎)充興		横帳	1	

9	9	5	3	7	2	2	2	2	2	2
34	33	21	23	33	55	52	54	53	51	50
				(明治)10年11月2日	(明治)11年2月	(明治)11年3月11日	(明治)11年2月	明治7年4月9日		
				(雅楽課廃絶につき楽器返却につき書状)	西園寺家ヨリ預り楽器目録(妙音天に奉納につき)	目録(西園寺家所有楽器目録)	入記(西園寺家および妙音天へ納めた楽器目録)	西園寺家ヨリ預楽器目録	(袋「西園寺傳來 楽器・書籍・軸物等目録」)	(包紙「西園寺家 楽器目録」)
				清水谷公正						
				橋本実梁殿						
縦紙	付箋	縦帳	縦紙	切紙	縦紙	縦紙	縦紙	縦帳	袋	包紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9、34に付属	罫紙		罫紙	罫紙	54一括 端裏、2、52	54一括 罫紙、2、52	54一括 罫紙、2、52	2、52、54一括	2、51、54一括

3	3	3	3	3	3	3	3	史料番号
16	16	16	16	16	16	16	16	16
6	4	7	3	8	5	2	1	1
		未(安政6年)11月	未(安政6年)10月6日 9日	安政5年12月29日	安政5年12月22日	安政5年12月22日		年代
藤井但馬守家屋敷改絵図	中長者町新町西江入町 西園寺家々来 (藤井但馬守家屋敷改絵図)	奉嘆願口上(但馬守吟味中卒去につき夷子に藤井家相統を許可された旨)	(江戸出府中日記)	當家々来藤井但馬守儀御吟味筋二付諸道具改帳	口上書(藤井家内に沽券状がないことにつき)	(袋)當家々来藤井但馬守儀御吟味筋二付諸道具改帳)	(付箋)「藤井但馬守二関スル書類」	表題
内	西園寺家々来中井求馬、龜井左	名代三番組木村屋幸左衛門	田鶴江、柏村織部、藤井土佐掾、青木兵部少丞、妾つる	内	西園寺家々来中井求馬、龜井左	内	西園寺家々来中井求馬、龜井左	差出・作成
	御奉行所		西園寺様諸大夫御中	御奉行所	御奉行所			受取
継紙	堅紙	折紙	継紙	堅帳	堅紙	袋	付箋	形態
1	1	1	1	1	1	1	2	数量
	付箋						紐、3、16、1 8一括	備考

家臣一Ⅱ藤井尚弼一件

8	3	5	文久1年8月	乍恐奉願口上覺(養子家督相統願)	藤井八十彦(印)、親類惣代柏村脩平(印)	御殿諸大夫御中	堅紙	1	奥書
---	---	---	--------	------------------	----------------------	---------	----	---	----

教養・文芸

免許

2	2	2	史料番号
33	26	83	
			年代
			表題
			差出・作成
			受取
			形態
			数量
			備考

和書・漢籍

5	1	5	5	1	史料番号
16	8	24	33	2	
					年代
					表題
					差出・作成
					受取
					形態
					数量
					備考

3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	9	9	2	1	2
54	53	52	62	61	29	27	7	6	4	20	19	65	9	28
										寛政8年8月		寛政8年3月2日	寛政6年9月	天明1年5月15日
(御堂関白記・園太暦・二水記抜書)	豊記抄〔大永5年8月〕	和長卿記抜書〔大永4〜享禄2年〕	(元服部類目録)	布衣記・装束抄抜書	(雑秘別録・龍鳴抄・舞曲口伝抜書)	服暇雑穢略抄	百練抄 第十一・第十三	(多々良問答)	百練抄 第五	奥州後三年記序(抜書)	(付箋「奥州後三年記序」)	犬追物手組之事〔弘治2年8月20日〕	庭槐記〔治承1〜3年、寿永1〜2年〕	花園院宸記 応長秘記抄出
	伊勢守(貞忠)	(東坊城)和長											西園寺賞季(書写)	(西園寺賞季書写)
竪半帳	竪帳	竪半帳	切紙	切紙	竪帳	竪半帳	竪帳	竪帳	竪帳	竪紙	付箋	継紙	竪帳	竪帳
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1
	罫紙	廣抄出			原表題は「雑秘雑録抜書:」	文明5年の本奥、末尾に「法曹至要抄」抜書	付箋、嘉元2年の本奥	表紙右肩に「内文」	嘉元2年の本奥			徳大寺家本	延宝4年の本奥、徳大寺家本	滋野井公麗本

7	7	7	7	7	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3
38	36	32	29	18	39	37	32	31	30	29	26	23	62	55
		2												
(禁秘抄注釈)	(復古篇ほか抜書)	(禁秘抄ほか諸事注釈)	(薄色綾指貫につき諸書抜書)	(仮服につき諸書抜書)	明月記抜書〔建暦3年5月4日・7日〕	禮儀類典 卷第十	(百寮訓要抄)	(装束書抜書)	(中庸序抜書)	書 (官位正兼(行守事、立蔭次第など故実書抜書)	(姓尸録)	弘安以来自僧中遣俗中 書札禮	蛙抄・飭抄抜書	(八音抄)
						源朝臣光圀(徳川)								
豎紙	折紙	豎紙	折紙	折紙	豎帳	(綴)	(豎帳)	(豎帳)	(豎帳)	(豎帳)	(豎帳)	(豎帳)	切紙	継紙
24	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御門宣秀本	朱書、一部裏書、 近衛政家本、中	引用 野宮定基の言を					前後欠				前後欠	表紙のみ		端裏に「絃器 記」

史料番号	年 代	表 題	差 出・作 成	受 取	形 態	数 量	備 考
3	3	3					
75	73	76					
安政6年8月	天保13年10月	天保11年2月					
但馬國新圖	(甲斐国絵図)	丹後國大繪圖 全					
			<p>編者池田東籬亭、大坂藤屋彌兵衛、京寺町通四條下ル町山城屋佐兵衛、京三條通御幸町角吉野屋仁兵衛</p> <p>擁萬堂主人識、甲府書林 魚町四丁目村田屋孝太郎發兌</p> <p>八々山人赤木勝之著述、確堂散人高橋健校正、浄書玄々堂、彫工龍運堂、當國書林 出石田結庄町鱒屋彌兵衛、城崎郡湯嶋西村屋佐兵衛、三都書林 皇都東洞院三条上ル丁平樂寺勘兵衛、三条通高倉東入丁出雲寺文次郎、寺町五条上ル二丁目勝村次右衛門、二条衣棚風月庄左衛門、江戸 日本橋一丁目須原屋茂兵衛、芝神明前岡田屋嘉七、大坂 心齋橋馬喰町河内屋茂兵衛、心齋橋北久太郎町河内屋喜兵衛、心齋橋順慶町秋田屋太右衛門、紅蓼軒蔵版</p>				
継紙	継紙	継紙					
1	1	1					
木版、表紙付	木版	木版、表紙付					

10	10	10	10	10	10	10	9	7	4	史料番号	
3	3	3	2	2	1	1	43	30	27		
3	2	1	2	1	2	1					
										年 代	
										表 題	
										差 出 ・ 作 成	
										受 取	
巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	巻子	(巻子)	継紙	形態
1	1	2	1	2	1	2	3	1	12	数量	
		筒入 10 3 1 3		筒入 10 2 1 2		筒入 10 1 1 2	付箋、紙、7 30 もと一書	9 43 もと一書	屏風装時の模写	備考	
(放鷹絵巻)	(放鷹絵巻)	(放鷹絵巻)	(西園寺家車図)	(九條家車図)	(西園寺家車図)	(九條家車図)	(中殿御会図)	(中殿御会図) [建保6年8月13日]	(承安5節絵)		

土地・経済

家領・土地—I中世

史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考
3	9						
17	40	39					
	寛正6年5月10日	河瀬清貞山城国美豆牧代官職請文	河瀬弾正忠清貞、向栄庵		縦紙	1	打に端裏を切断し袖に貼り継ぐ、裏
	(室町前期)	筑前国感多庄文書目録			縦紙	1	裏打
		(付箋「筑前国感多庄正文」)			付箋	1	

家領・土地—II判物

史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考
3	3						
20	20						
2	1						
	月 (宝永7)正徳2年)4	口上之覚(大原野村内にある家領の判物につき)	西園寺家西村刑部権大輔(正豊)	庭田前大納言様(重条) 御内多田彈正殿・水嶋 右近殿、高野前大納言 様(保春)御内渡邊伊織 殿・津田主税殿	折紙	1	
		(包紙「口上書三通 西園寺家」)			包紙	1	3、20、2、4 一括

8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
3	3	2	3	3	2	3	3	2	2	3
20	30	34	24	23	5	18	4	3	33	16
安政2年3月	文政13年12月4日	文政13年11月	文政11年9月12日	文政10年7月	文政10年7月	文政10年7月13日	文政2年1月	文政2年1月	文政1年8月9日	文化14年2月28日
奉請負一札之事(焼場片付けにつき)	奉差上一札之事(西院村田地譲受につき)	奉差上一札之事(西院村田地譲受につき)	證(小松原村内の田地譲受につき)	讓渡シ申田地作職之事	田地請作證文之事	乍恐御断書(田地讓渡につき)	一札之事(銀11貫借用証文)	奉差上一札之事(銀子借用証文)	證(下鳥羽村の家屋敷等買取につき)	一札之事(田畑讓渡につき)
東九條村請負人平吉(印)、同村請人長右衛門(印)	八木藤馬(印)、壬生村百姓忠兵衛(印)	八木藤馬(印)、壬生村百姓忠兵衛(印)	城州葛野郡等持院村百姓与市(印)、娘とい(印)、同郡同村親類請人百姓七兵衛(印)	同市左衛門	葛野郡西院村譲り主百姓仁兵衛(印)、親類證人同弥兵衛(印)、同同忠次郎(印)、東寺御領庄屋弥五郎(印)、百々御所御領同忠兵衛、報恩寺御領同喜兵衛(印)、地下役人御領同三四郎、北面中御領同傳藏、延寿寺御領同市左衛門	西院村庄屋弥五郎(印)	丸屋藤吉(印)	丸屋藤吉(印)、日野屋半七(印)、播磨屋彦兵衛(印)、白木屋勘右衛門(印)	永田貞二(印)、證人大浦中務(印)	松原村百姓忠治郎(印)、同市兵衛(印)、同惣兵衛(印)、同宇兵衛(印)、世話人宇兵衛(印)
西園寺様御役人御衆中様	當御殿御納戸方御役人中	當御殿御納戸方御役人中	西園寺様御役人御中様	西園寺様御役人中様	西園寺様御役人中様	西園寺様御役人中様	大浦中務様、永田勇助様、森岡早之助様	西園寺様御役人中様	御納戸方	西園寺様御役人中様
堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	継紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
包紙										

2	2	2	8	8	8	8	2	2	2	2	2	2	8
13	13	13	1	3	2	2	13	13	13	13	13	13	3
④	⑥	⑦	④⑦	27	25	28	⑮	⑫	⑭	⑧	①	⑯	7
	8月25日	8月21日	6月13日	亥年12月19日	卯年9月1日	卯年6月	明治11年3月	明治11年3月12日	(明治)11年2月25日	(明治)11年1月28日	明治10年9月23日	元治2年2月	安政2年5月
(等持院村土地払下げにつき書状)	(等持院村地価見積につき書状)	(等持院塔中元集雲庵地価見積につき達書)	覚(借坪税の受取証)	證(百姓三四郎と田地買取の相談が整いつき)	乍恐奉願口上書(西院村田地代金の上納延引願)	乍恐奉願口上書(西院村田地讓代金返納延引願)	御請證証(新在家町召上につき惠金受取札)	証(建家買受証文)	記(元集雲庵地所代金受取につき)	(等院村元集雲庵地所を西園寺家へ讓渡につき願書)	委任状(等持院村地所につき豊倉孝正を代理にたてる旨控)	集雲庵建物別紙一札之事(建物借用につき)	證(庫裏讓渡につき)
	在西京豊倉孝正	京都府地券掛	上第廿一區(印)	太田左内(印)	八木藤馬(印)、武元伴助(印)	八木藤馬(印)、中村忠兵衛(印)	上京第廿七区新在家町沢山音次郎(印)、同十四区東町長谷川長次郎(印)	石井与兵衛(印)、立橋安兵衛(印)	等持院住職二階堂北溟(印)	等持院住職二階堂北溟(印)	右西園寺公望洋行中留守心得 東京府□□橋本實梁	西園寺殿役所(印)、河崎左兵衛権大尉(印)、山口右馬大允(印)	廣隆寺雄掌西田按察使(印)、井上主殿(印)
	山口正信様	等持院村戸長へ	西園寺家	御殿御役人中様	西村七郎右衛門様	御納戸方御役人中	西園寺殿御役人中	御役人中様	殿 西園寺殿御中山口正信殿	殿 西園寺殿御中山口正信殿	殿 西園寺殿御中山口正信殿	等持院塔頭正受院様御納所同切運院様御納所 井関東馬殿、黒瀬能淳殿、井上数馬殿	河崎伊織殿
綴紙	綴紙	切紙	切紙	豎紙	綴紙	綴紙	豎紙	切紙	豎紙	豎紙	豎紙	綴紙	豎紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
綴 2 13 ① ⑯	綴 2 13 ① ⑯	綴 2 13 ① ⑯	綴 8 1 ④⑦ ⑥①				① ⑮ 野紙、2 13	綴 2 13 ① ⑯	① ⑮ 野紙、2 13	① ⑮ 野紙、2 13	綴 2 13 ① ⑯	綴 2 13 ① ⑯	

3	3	3	3	3	史料番号
35	37	103	34	33	
年 代					
表 題					
差 出 ・ 作 成					
受 取					
形 態					
数 量					
備 考					
(明和7年)1月26日	明和6年6月6日	明和6年5月9日	明和4年11月8日	(明和4年11月8日)	
口状覚(借亭手狭につき替地拝借願)	口状覚(借亭手狭につき替地拝領願)	(西園寺家元屋敷地坪数書上)	口状覚(仮宅引移届)	口状覚(西園寺本宅普請につき仮宅引移届)	
西園寺前内府殿家濱崎薩摩守(正武)	西園寺前内府殿家濱崎薩摩守(正武)		西園寺殿家蘆田摂津守(常珍)		
廣橋大納言様(兼胤)・姉小路前大納言様(公文)御雑掌中	廣橋大納言様(兼胤)・姉小路前大納言様(公文)御雑掌中	(武家伝奏)	廣橋大納言様(兼胤)御内小泉主水殿・濱路典膳殿、姉小路前大納言様(公文)御内進藤内記殿・柳川一学殿		
折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	
1	1	1	1	1	
		端裏			

屋敷（拝領地一件）

6	3	3	2	2	2
12	3	2	40	13	13
年 代					
表 題					
差 出 ・ 作 成					
受 取					
形 態					
数 量					
備 考					
				⑬	⑩
一札之事(当秋収納米のことにつき)	(家領米勘定帳)	(付箋「録高二関スル書類」)	(常磐井幽観及び等持院村持家につき書状)	(等持院村西園寺家持地書上)	(地割図および地代書上)
(継紙)	竖帳	付箋	継紙	竖紙	竖紙
1	1	2	1	1	1
裏、後欠	付箋	紐		綴	① 罫紙、2、13、 ⑩ 綴
6、13、14の包紙に転用、端				2、13、①、⑩	

屋敷（拝領地一件）

3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
89	91	100	106	101	39	31	38	40	32	104	25	102
	月	月11日	月17日								月29日	
(明和5～安永2年)	(明和5～安永2年)7月	(明和5～安永2年)5月11日	(明和5～安永2年)2月17日	(明和8年～安永2年)	(明和8～安永2年)	(明和9年)6月	明和9年6月7日	明和8年9月25日	(明和8年)9月25日	(明和5～8年)	(宝暦11～明和7年)5月29日	(明和7年1月26日)
(替地を給付されざる旨書付)	(拝領屋敷召上につき替地願下書)	(借亭不都合につき替地拝領願)	(屋敷地につき助力を頼む書状)	(屋敷地拝領願下書)	口状覚(借亭手狭につき替地拝領願)	口状之覚(拝領地召上につき替地拝領願下書)	口状之覚(拝領地召上につき替地拝領願控)	口状覚(借亭手狭につき替地拝領願)	口状覚(借亭手狭につき替地拝領願)	(拝領地願書写)	口状覚(拝領屋敷地召上につき替地拝領願)	(拝領地願につき幕府より返答なしの旨)
		(西園寺賞季)	(西園寺賞季)		(西園寺大納言殿家井上佐渡守)	(西園寺大納言家井上佐渡守(豊武)	西園寺大納言家井上佐渡守(豊武)	(西園寺賞季)	(西園寺賞季)		西園寺前内府殿家 濱崎薩摩守(正武)	
		前大納言殿 廣橋大納言殿、 姉小路	清水谷前大納言殿		廣橋大納言様(兼胤)濱路・三崎、 姉小路前大納言様(公文)進藤・柳川	廣橋大納言様(兼胤)御家濱路典膳殿・三崎内進殿、 姉小路前大納言様(公文)御家進藤内記殿・柳川一学殿	廣橋大納言様(兼胤)御家濱路典膳殿・三崎内進殿、 姉小路前大納言様(公文)	廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公文)	廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公文)		廣橋大納言様(兼胤)・ 姉小路前大納言様(公文)御雜掌中	
切紙	折紙	折紙	折紙	折紙	繼紙	折紙	切紙	折紙	折紙	繼紙	折紙	折紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
						端裏	裏書					

3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
29	30	28	27	88	36	36	86	87	85	81	99	92
					2	1						
(安永3年)7月	(安永3年)7月(10日)	(安永3年)7月10日	(安永3年)7月10日	安永3年6月18日	安永3年6月3日	(安永3年)6月3日	安永3年5月20日	安永3年4月21日	(安永2年)10月10日	安永2年10月6日	(明和5)安永2年)	(明和5)安永2年)
口状(拝借金願)	口状(建物大破につき拝借金願)	口状(建物大破につき拝借金願)	口状(建物大破につき拝借金願)	御移徙日時	(拝借地願書関係の書留)	口状(拝借地北方明地拝借願)	立柱之日時・立柱次第	地曳之日時・礎之日時	口演(拝領地地鎮祭以下造作日時につき)	(拝領地引渡絵図)	(拝領願地絵図)	(拝領願地絵図)
(西園寺賞季)	(西園寺)賞季	(西園寺)賞季	(西園寺)賞季	(土御門)泰邦		(西園寺)賞季	(土御門)泰邦	(土御門)泰邦	(土御門)泰邦	中井主水棟梁平岡十五郎(印)、 山村信濃守組与力真野八郎兵衛 (印)、酒井丹波守組与力木村源 八郎(印)、土井大炊頭与力森山 三左衛門(印)		
文) 廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公	文) 廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公	文) 廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公	文) 廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公		(武家伝奏広橋家)	文) 廣橋大納言殿(兼胤)、 姉小路前大納言殿(公			西園寺大納言殿			
折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	切紙	折紙	折紙	折紙	繼紙	繼紙	繼紙	繼紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
										裏書、 奥書		

屋敷 (拝領地一件)

3	3	3	3	3	5	3	3	3	3	3	3	3	
107	94	90	84	95	9	97	82	96	26	98	93	83	105
				1月16日	丁丑年秋	寛政10年4月7日	寛政10年4月7日	(寛政5~10年)	日 (寛政5~6年)9月27日	(安永3年~寛政6年)	(安永3~寛政6年)	(安永7年以降)	(安永3年)8月
(西園寺家元御屋敷地坪数書上)	西園寺家本築地構之事	(包紙「拝借願書並絵圖(面之留)」)	(包紙「地曳・礎・日時勘文」)	西園寺殿御屋鋪地間敷之覚	御出居并廊侍所御新造御治定圖	西園寺前右大臣殿拝借地引渡絵図(写)	西園寺前右大臣殿御借地(引渡絵図)	(拝借地絵図)	口状(屋敷地東の明地拝借願)	(拝借地願通許可の旨書付)	(拝借願地絵図)	(拝領地願覚書上)「明和9年6月9日」安永7年6月5日	(拝借金願下書)
						中井藤三郎棟梁今村七郎次(印)、丸毛長門守組與力梶川弥太郎(印)、神保紀伊守組與力黒田藤三郎(印)、松下信濃守組與力木村□之進(印)、三浦伊勢守組與力手嶋□右衛門(印)、堀田大蔵大輔與力□田□五左衛門(印)			西園寺殿御家 芦田讃岐守(珍賢)				
									勸修寺前大納言様(経逸)・千種前中納言様(有政)御雑掌中				
折紙	切紙	(包紙)	(包紙)	切紙	継紙	継紙	継紙	堅紙	折紙	切紙	堅紙	継紙	折紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	「實遠公記」(寛正2年)引用	断簡				裏書	開封不能、裏書						

8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2	2	2	3	2	2	3	2	3	3	3
12	13	23	31	29	24	25	14	29	22	32
文政11年8月3日	文政5年4月	文政5年3月	文政5年2月	文政4年7月	文政2年3月17日	文政2年1月	文政2年1月	文政1年8月9日	文化14年1月	文化14年10月4日
證(銀1貫50目借用につき)	奉拝借金子之事(金10両を返納につき)	證(銀10貫借用につき)	證(金10両返納につき)	借用仕金子之事(金20両借用につき)	借屋請状之事	奉指上添證文之事(借用残銀延納につき)	奉拝借御用銀之事(御殿修復の借用銀の内より銀10貫借用につき)	證(借用銀引直しにつき)	覚(中間の飯米代など銀2貫70匁借用につき)	誓約證ヲ以八百方神奉差上候一紙之事(借銀返納につき)
村親類請人百姓七兵衛(印)	永田貞二(印)、妻八重(印)	永田貞二(印)	永田貞二(印)	建仁寺門前上柳町扇屋歌次郎(印)、父藤次郎(印)、母うた(印)、新川原河梅之木町内屋安次郎(印)、父岩右衛門(印)、母おと(印)、建仁寺前博多町堺屋伊之助(印)、父伊八(印)、母かつ(印)、右同町萬屋次郎吉(印)、父次兵衛(印)、母ぬい(印)	西六条西中筋御前通下ル町引取請人平井七郎右衛門(印)、下鳥羽村借り主福田屋傳之丞(印)	松村屋勘兵衛(印)、妻すて(印)、悴寅吉(印)	油小路三条下ル町丸屋藤吉(印)、右同町白木屋勘右衛門(印)、大宮通七条上ル町播磨屋彦兵衛(印)、日暮通出水上ル町日野屋半七(印)	永田貞二(印)、證人大浦中務(印)	松村や勘兵衛(印)	大浦中務(印)、永田貞二(印)
西園寺様御役人御中様	御納戸方御役人中			永田貞二様	伊勢屋儀右衛門殿	西園寺様御役人中様	西園寺様御役人中様	御納戸方	御役人中様	
堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	継紙	継紙	継紙	堅紙	堅紙	切紙	堅紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

8	8	8	8	8	8	8	8	8
2	3	2	3	3	3	3	2	2
16	21	17	8	9	19	26	22	11
天保14年4月	天保14年3月	天保14年3月	天保13年2月28日	天保12年9月8日	天保2年1月	文政13年3月15日	文政12年4月1日	文政11年11月28日
證(払米代金のうち銀10貫借用につき)	證(音羽橋修復につき請負代金借用につき)	證(払米代金のうち銀3貫借用につき)	覺(金5両借用につき)	覺(金10両借用につき)	奉拝借一札之事(銀2貫77匁余借用につき)	證(三嶋外記役中の未納米銀を引受につき)	奉拝借御米之事(米15石余借用につき)	奉指上證文之事(借用銀を家屋敷地等の譲渡を以て返納につき)
吉田口亀屋丁三文字屋与三兵衛(印)、妻さと(印)、忰政吉(印)、同丁三文字屋治三郎(印)、西三本木丸太町上ル俵屋丁三文字屋幸次郎(印)	三文字屋与三兵衛(印)、妻さと(印)、忰政吉(印)、三文字屋治三郎(印)、三文字屋幸次郎(印)	吉田口亀屋町三文字屋与三兵衛(印)、妻さと(印)、忰政吉(印)、同町三文字屋治三郎(印)、西三本木丸太町上ル俵屋町三文字屋幸次郎(印)	大浦中務(印)	隠岐播磨守(廣秋)、北小路大藏少輔(俊隼)、松波雅楽頭(光華)	西村七郎右衛門、片岡兵衛(印)、百姓五左衛門(印)、百姓清兵衛(印)	芦田讚岐守(珍敬)(印)、井上大和守(正泰)(印)、大浦中務(印)、高嶋右衛門(印)、八木藤馬(印)	関本右京(印)、井上大和守(正泰)(印)、芦田讚岐守(珍敬)(印)	松村屋勘兵衛(印)、妻ゆき(印)、親類惣代丹波屋清助(印)、證人
			松波雅楽頭殿(光華)、北小路大藏少輔殿(俊隼)	芦田讚岐守殿(珍敬)、山口近江介殿(正信)	御殿御納戸方御役人中様	御納戸方御役人中	御納戸方御役人中	西園寺様御役人中様
豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	継紙	豎紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1
	反古			反古				

8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2	2	2	2	3	2	3	2	2	2
6	32	26	18	15	9	11	10	4	27
弘化2年9月	弘化2年7月	弘化2年7月	弘化2年6月	弘化2年5月	弘化2年5月	卯(天保4年)12月3日	天保14年5月	天保14年5月	天保14年4月
證(銀1貫借用につき)	奉拝借御銀之事(銀2貫借用につき)	奉差上置候一札之事(菜種売捌方につき)	奉拝借御銀之事(銀20貫50匁借用につき)	覺(銀2貫500目借用につき)	覺(信尋公掛物など拝借品書上)	覺(助成金5両1分受取につき)	證(払米代金の内うち銀5貫借用につき)	證(泉涌寺の普請材木費用借用につき)	證(泉涌寺の普請材木買入手付銀借用につき)
章磨、中川宗祐(印)、悴豊三郎(印)、利助(印)	中川宗祐(印)、同豊三郎(印)、同利助、大坂順慶町御堂筋西江入町證人作谷平三郎(印)	中川宗祐(印)、同利助、同豊三郎(印)	中町通丸太町角岡村屋清七(印)、砂川村十一屋伊兵衛(印)、中立賣通浄福寺西江入町近江屋新助(印)	中川宗祐(印)、同豊三郎(印)、同利助(印)	中川宗祐(印)、同豊三郎(印)、同利助(印)	大浦中務(印)	吉田口亀屋丁三文字屋与三兵衛(印)、妻さと(印)、悴政吉(印)、同丁三文字屋治三郎(印)、西三本木丸太町上ル俵屋丁三文字屋幸次郎(印)	吉田口亀屋丁三文字屋与三兵衛(印)、妻さと(印)、悴政吉(印)、同丁三文字屋治三郎(印)、西三本木丸太町上ル俵屋丁三文字屋幸次郎(印)	吉田口亀屋丁三文字屋与三兵衛(印)、妻さと(印)、悴政吉(印)、同丁三文字屋治三郎(印)、西三本木丸太町上ル俵屋丁三文字屋幸次郎(印)
御納戸方御役人中	西園寺様御隠殿御役人中様	御隠殿御役人中様	藤木修理様	西園寺様御隠殿御納戸方御役人中	西園寺様御隠殿御役人中	芦田讃岐守殿(珍敬)、山口近江介殿(正信)			
堅紙	継紙	切紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙	堅紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
13	1	1	1	2	3	1	3	2	1	3	3	3	3	2
⑪	④⑧	⑥⑩	④⑨	31	10	⑤⑨	12	15	33	14	2	33	13	8
2月21日	1月29日	西年9月17日	西年3月5日	丑年12月27日	明治6年12月30日	明治6年10月1日	辛未(明治4年)6月26日	明治4年5月	辛未(明治4年)4月	慶応4年7月	慶応4年閏4月	巳(弘化2年)か安政4年6月	安政2年7月25日	弘化2年9月
覚(杉板代金受取証文)	(公用諸入費受取証)	御積り書(石碑代と文字代の見積書)	記(質代金につき)	覚(銀子受取証文)	証(金1両1分受取につき)	覚(銀杏代を上納につき)	證(飯米手当金10両受取につき)	借用申證券之事(金300両借用につき)	證(金山両の受取につき)	證券之事(借入金200両受取につき)	御拝借金子之事(金30両借用につき)	覺(金20両借用につき)	覚(片岡主鈴よりの預金15両受取につき)	證(銀1貫借用につき)
烏丸出水上ル町田中半七(印)	「第廿一區小學校」(印)	京川原町通夷川上ル丁松屋庄治郎	神田佐久間町壺丁目河内屋九兵衛	太田左内(印)	大田正守(印)	田辺屋喜八	豊倉孝正	西園寺家々令山口正信(印)、金穀掛河崎三吾、同竹本徳一	中川秀三介(印)	後藤陸奥介(勝之)(印)、山口右馬大允(正信)(印)、幸前肥後守(元頼)(印)	大塩屋吉五郎(印)	照林坊世話方中(印)、掌□小川出水上ル廣島屋利八(印)	竹本式部(印)	章磨、中川宗祐(花押)、悴豊三郎、利助
西園寺様	西園寺家御中	上様		御用人御中	御殿御役人中	西園寺様御勘定所	山口正信様	西園寺雪江殿御用人中	山口孝太郎殿	小倉様、関中務殿	西園寺御殿御役人中様	芦田讃岐守様、山口右馬大允様(正信)	御重役御中	御納戸方御役人中
切紙	切紙	切紙	切紙	切紙	豎紙	豎紙	切紙	豎紙	切紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
綴 2、13、①、⑬	綴 8、1、④⑦、⑥①	綴 8、1、④⑦、⑥①	④⑦、⑥①綴 野紙、8、1、		奥書	綴 8、1、④⑦、⑥①			包紙				奥書	

近代書状

8	8	8	8	史料番号	年代	表題	差出・作成	受取	形態	数量	備考
3	1	1	1								
3	3	5	4								
明治4年4月	(明治3年)後10月16日	(明治3年後10月16日)	庚午(明治3年)4月26日			啓上(山口幸吉からの状箱を送る旨の書上) (8月30日に書状・金子を受取る旨ほかにつき書状)	大坂北江戸堀巻町目各國諸藩蒸気船取扱所中筋屋藤七	西園寺様御役所	継紙	1	
	(衣類調縫すべき旨ほか書状)					乍恐奉願上候口上書(馬路村へ転籍したき旨につき)	佐田年之助	西園寺家御家令御家夫 衆中様	縦紙	1	前欠、8、1、1、5もと一通

近代書状

8	8	8	8	8	8	8	8	2
1	1	1	1	1	1	3	1	13
44	31	56	39	40	26	6	42	⑨
		3日	12月30日	12月3日	3月25日	3月12日	2月28日	2月28日
書	(借用金書上帳面)	記(金10円の受取証)	(華族救助金の下賜につき出頭の旨伝達書)	(御用につき出頭の旨伝達書)	覚(借用金書上)	御請(金40両拝領につき)	(小刀・時計直し代金請求につき)	覚(金子受取につき)
	室貞蔵	高田政□	留守官傳達所	留守官傳達所		藤井帯刀(印)、中川謙二郎(印)	両替町廣瀬	内国通運會社(印)
	山口様	濱崎直全様	西園寺家家来中	西園寺殿家来中		御役所	西園寺殿御執事様	西園寺家御中
切紙	横帳	切紙	切紙	切紙	切紙	縦紙	継紙	継紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1
	付箋	綴 8、1、1、④7、⑥1						綴 2、13、①、⑬

8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	15	9	⑤①	⑤③	25	28	27	24	⑤②	29	34	36	⑥①	⑤④	⑤⑤
7月6日	6月22日	5月24日	5月23日	5月16日	5月9日	(5月)7日	5月7日	4月23日	4月10日	4月3日	3月25日	2月16日	午年12月18日	明治6年11月9日	明治6年7月1日
(嶋村真俊雇い入れほかにつき書状)	(包紙)	(東京へ蚊帳・衣類送付願い書状)	(郵便請取証)	(313円余の郵便請取証)	(中川氏への金などにつき書状)	(杉山氏からの書状につき相談の書状)	(中川氏への為替につき書状)	(中川氏内の者上京につき書状)	(郵便請取証)	(為替引替につき書状)	(中川氏窮迫につき送金願書状)	(送金願いほか書状)	覚(徳大寺家令宛金札45両入書状の郵便預証)	(濱崎直全宛金28円入の郵便預証)	(徳大寺家扶宛金20両入封書の郵便預証)
濱崎	東京神田橋御門外徳大寺家扶	(濱崎)直全	(升本立敬・井上順武)	(橋本家小林弾匠・伊藤薫)	杉山	佐田惟	杉山	杉山義勝	(河崎忠如・井上順武)	中川忠純	室貞三	山口幸吉	東京第一定飛脚會社(印)	京烏丸通御池南陸運元會社(印)	京烏丸通御池南陸運元會社(印)
御家從御中様	西京蛤御門内新在家西園寺様御家扶中	御役所様	(東京濱崎直全)	(東京第三大区三小区上御番丁四十一番地根岸正敬)	山口先醒	山口先生	佐田大兄	濱崎様、山口様	(東京濱崎直全)	西園寺様濱崎様、山口様	濱崎先生	西園寺殿御役所	西園寺様御役所	河崎忠如様	河崎忠如様
継紙	包紙	継紙	切紙	切紙	継紙	切紙	継紙	継紙	切紙	継紙	継紙	継紙	切紙	切紙	切紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
罫紙		罫紙	綴 8 1 ④⑦ ⑥①	綴 8 1 ④⑦ ⑥①					綴 8 1 ④⑦ ⑥①				綴 8 1 47 61	綴 8 1 47 61	綴 8 1 47 61

近代書状

8	8	8	8	8	3	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1	1	1	1	1	61	1	1	1	1	1	1	1	1	1
62	32	20	12	6		17	37	43	8	14	13	10	50	30
						30日	11月3日	10月21日	10月14日	9月14日	9月14日	9月8日	7月23日	7月13日
(包紙)	(取計方につき書状)	(給料支払願い書状)	(金子借用につき書状)	(諸人用書上)	(菅大臣社退職につき改印届)	(松本氏北越出立につき衆議を願う旨の書状)	(先方7日猶予明日限につき書状)	別啓(金の件などにつき書状)	(勤学中の俸給につき書状)	(留学費用などにつき書状)	(賄金送金願い書状)	(東京への送金願い書状)	(郵便請取證)	(残金の件につき来訪願い書状)
軍務長書記	幸吉				正守(印)	濱崎	石井治部少輔	山口幸太郎	中川謙二郎、藤井秀二郎		中川謙二郎	濱崎	(西京河崎忠如外菅人)	杉山貫三
西園寺殿御家司中	大兄尊下					御役所御出仕各中様	山口右馬大允様(正信)	會計所御中	御役所各中様		御役場御中	御家従様	(東京徳大寺家扶)	河崎三吾様
包紙	切紙	切紙	豎紙	豎紙	切紙	継紙	継紙	巻紙	巻紙	継紙	切紙	豎紙	切紙	継紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
					罫紙							罫紙	綴 8 1 47 61	

そ の 他

8	8	7	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
2	1	5	2	1	26	25	5	4	2	80	79	71	68	66
1	1													
(付箋「第廿四 三ノ内」)	(付箋「第廿四、西園寺殿軍務長及御家令中宛書類」)	(付箋「廿三」、「朱書(二点入廿三)」)	東京日日新聞「大正14年5月10日」	(付箋「第廿」、「建築設計圖」)	大阪朝日新聞「大正14年5月11日」	(付箋「第二十」、「節會及諸儀式排列位置圖」)	大阪毎日新聞「大正14年5月10日」	(付箋「第廿」、「第廿 諸繪圖面」)	大阪朝日新聞「大正14年5月11日」	大阪毎日新聞「大正14年5月10日」	大阪朝日新聞「大正14年5月11日」	(付箋「第廿」)	大阪朝日新聞「大正14年5月11日」	(付箋「朱書の二十の分」、「廿ノ分」)
付箋	付箋	付箋	新聞	付箋	新聞	付箋	新聞	付箋	新聞	新聞	付箋	付箋	新聞	付箋
2	2	3	1	3	1	3	1	3	1	1	3	2	1	3
紐、34一括 8、2、3	紐	紐、一括 7、6、40	5、3、15一括	紐、属 5、2に付	4、27に付属	紐、属 4、26に付	4、6、24一括	紐、属 4、5に付	4、3に付属	3、81、107一括	紐、一括 3、80、107	紐、一括 3、72、78	3、69、70一括	紐、一括 3、67、78

追録分 資料目録

10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	史料番号
8	7	7	7	7	6	5	4	3	2	1	
	4	3	2	1							年代
											表題
					昭和9年11月6日					明治30年5月	
(冠)	笏 極式部卿宮家仁親王□之宝曆之中頃也、南部春日造宮之頃可勘春日社以嘉多曾木之作也、神事之節用之	(笏・包紙「大忠院殿御笏自作」)	(笏・包紙「神路山賢木御笏」)	(笏・包紙白紙)	西園寺殿史料(洛陽西園寺殿史料乾・予陽後西園寺殿史料坤)	両流記	(西園寺公望履歷)	三條実満公絵巻詞草稿	西園寺公爵家ト出雲神社ト二関スル由緒記	寺志編纂取調書 稿	
					旧西園寺殿公卿御幕下上甲七騎之内上甲武蔵守平朝臣好重之裔孫左三川好彦				調査者出雲神社宮司廣瀬侍郎	右(京都市上京区寺町通り鞍馬口南工入ル高德寺町寶樹山)西園寺住職藤原博鳳	差出・作成
										京都府知事男爵山田住道殿	受取
冠	笏	笏	笏	笏	豎帳	豎帳	豎帳	豎帳	豎帳	豎帳	形態
2	1	1	1	2	2	1	1	3	1	1	数量
木箱入				10、7、1、4 木箱入	帙入			便箋・付箋			備考

解 説

1 西園寺家文書の伝来について

西園寺家文書は西園寺公友氏より平成六年（一九九四）八月一日に当館へ預けられ、平成八年（一九九六）三月二日に当館へ寄託されたものである。当史料はそれ以前には、京都にある住友家の別邸有芳園に保存されていた。西園寺公望は徳大寺公純の次男として生まれ、西園寺師季の養子となった。公望の実弟である徳大寺公純六男友純が住友家に養子に入り、更に孫の春子が友純の子である友成と結婚したため、西園寺家と住友家は近い親戚となった。この縁により住友家に預けられていたものであるが、いつ頃からのことであるのか定かではない。

当史料には、当館に寄託される以前に史料を一括りにするなどの整理がされていた。史料を包むのに使われた新聞紙が大阪で発行された大正一四年（一九二五）五月一〇・一一日のものであることと、この時期公望が京都の別邸清風荘にいたことにより、公望が清風荘で整理を行ったのではないかと推測される。整理の際に付けられたと思われる付箋には墨書の他赤鉛筆も多用されている。西園寺公友氏によれば公望はよく赤鉛筆を使用しており、また表記などにも公望の特徴が出ていると、これらから公望自身の整理と見てよいであろう。清風荘は住友友純が公望に提供した邸で昭和一九年（一九四四）に京都大学に寄贈された。この時住友家に史料が移された可能性がある。

西園寺家に伝わる史料としては、現在宮内庁書陵部所蔵の中世期歴代当主の目次記等からなる「管見記」が有名である。また公望の私塾の名を継承して創立された立命館大学には、公望が多く刊本や史料を寄贈しており、その後立命館で収集した史料を含めて「西園寺文庫」としてまとめられている。さらに漢籍・洋書・和書の一部は、公望の跡を継いだ八郎により、京都大学に寄贈されて「陶庵文庫」として保存されている。当館の西園寺家文書は近世及び近代初期に作成された史料を中心とするもので、一部中世史料も含まれている。右記の各文庫に含まれずに西園寺家に残されていたものであるが、関連史料が他の文庫に見られる。例えば御会始の記録は立命館大学の「西園寺文庫」にも含まれている。これらの関連史料の調査・研究は今後の課題の一つである。

2 西園寺家について

西園寺家は藤原氏北家閑院流の公実の男通季（一〇九〇～一一二八）を祖として平安後期に成立した家である。鎌倉時代初期、通季の曾孫にあたる公経は、初代將軍頼朝、さらに四代將軍頼朝との縁により朝廷と幕府の間を周旋する閑東申次となった。また後深草・龜山両天皇の外戚となったことから朝廷内においても力を伸ばし、摂関家をも凌ぐ勢いとなった。公経は北山に建てた別邸内（現鹿苑寺付近）に西園寺を建立、家名はこれにちなみ号するようになったのである。公経は従一位太政大臣に進み、以後西園寺家では太政大臣を輩出している。経済的にも多くの荘園や知行国を手に入れ、日宋貿易などで富を築き繁栄した。しかし鎌倉幕府が滅び、建武の新政へと続く流れの中で勢力は弱まっていき、建武二年（一三三五）公宗が後醍醐天皇に謀反を企てたとして誅され、権勢は失われた。室町期から戦国期にかけてはそれまでの華々しい活躍から比べると目立った事跡は見受けられない。室町期は足利將軍家が京都にあって公家全体の権威が押さえられ、その後の戦国期は朝廷全体が衰えた時代であり、西園寺家を含めた公家達も困窮した。

近世の西園寺家は山城国内に五九七石余の家領を持ち、摂家に次ぐ家格である清華家のひとつとして実晴・致季が左大臣まで、公益・賞季が右大臣まで任じられた。西園寺家の極官は太政大臣であったが、幕府の摂家偏重政策により近世の太政大臣は全て摂家から出ている。また清華家以下の公卿から任じられる武家伝奏や議奏などの役職も西園寺家からは一人も出ていない。実晴は後光明天皇の信頼が厚く重用されたが、その期間は天皇が若くして急死したため短かった。西園寺家でも近世には若年で当主が没することが多く、他家からも養子が入っている。明治・大正・昭和と元老として政界に重きをなした公望も、幕末に徳大寺家から入って師季の養子となった人物である。また西園寺家は琵琶の家としても知られていたが、明治に入り、公家の家業が廃されるに及んでその伝統は絶えている。

3 本目録の分類基準

本目録は主題分類を施して大項目・中項目・小項目に配列しており、その分類基準を必要に応じて次にあげる。

勤 仕

堂上公家として朝廷に出仕する上で、作成され、集められた史料である。

〈神宮伝奏〉 伝奏というのは奏請をつかさどる役職で、大きく分けて武家伝奏と寺社伝奏の二つがある。寺社伝奏は各寺院・神社よりの奏請の取次役であった。そのうち神宮伝奏は伊勢神宮の伝奏役であり、賀茂社についての賀茂伝奏とともに寺社伝奏の中でも重視された。神宮伝奏は近世には主に現任の権大納言・権中納言のなかから選ばれた。服忌にかかると辞さなければならず、制約の多い職であった。近世の西園寺家歴代当主のなかでは実益・公益・実晴・致季・賞季がそれぞれ務めている。西園寺家は大臣に昇れる家柄であるが、大臣に任じられると伝奏を辞している。ここに配列された文書は神宮奏事始に関するものや神職の叙位任官に関するものが主であるが、それ以外に公事で上卿を勤めるに際して作成されたり集められた史料も含まれている。

〈禁裏小番〉 ここでは禁裏小番に加え、宮中で度々催されていた和歌御会に関する史料を入れた。禁裏小番は宮中に交代で宿番をするもので、撰家と若年・老齢の者は免除され、また大臣に任じられると番から外れた。時期によってその編成に変化はあるが、およそ一番五〜七人で五〜一〇番に編成されていた。小番は文明八年（一四七六）内々と外様の二つに分かれ、寛文三年（一六六三）近習番が成立した。2〜23は近習番の心得帳で公望の実兄に当たると徳大寺実則の持ち物であったものと思われる。

〈宣命〉 宣命はいわゆる宣命体で書かれた詔のことで、漢文体で書かれた詔は、平安時代半ば以降詔書と言われた。即位や改元、立太子などの儀式や元日、白馬などの節会などに際して作成された。

〈備忘・覚書〉 この中項目では儀式の手順を記した次第書や勤仕に関する覚書を三つの小項目に分けた。中でも笏紙は、備忘のために儀式の次第を書いた紙を笏に貼りつけたもので、その形態により特に分けて配列した。この笏紙は全て二つの包紙に入れられてひとまとめにされており、一枚を除いて全て元日・白馬・踏歌の三節会のものである。特に7―3―17と27は7―3―16に包まれており、その記述から西園寺実益が節会に参仕するに際して、参考のために収集、作成したといえる。中には裏に糊の痕が見られ、実際に使われたと思われるものも含まれている。

〈改元その他〉 万治から寛文、延宝から天和への近世前期の二回の改元に関する史料である。改元の理由は代始、革命・革命、災異の三つに分けることが出来るが、寛文改元は京都での大火、天和改元は辛酉にあたり、革命改元であった。7―37は尊号一件に関する史料で、西園寺賞季の上申書の控として注目される。

〈指図〉 小項目二つに分けた。Iには各節会を始めとする行事の指図を集めている。彩色されている史料も多くみられ、公卿として様々な行事に関する知識の集積に熱心であったことが伺われる。IIは建物や物などを描いた図で、行事指図に比べ一紙の小さいものが多い。

〈辞表〉 撰政は天皇が幼年、また女帝である場合に置かれたが、幼年の天皇が成年に達すると撰政を辞した。これを復辟といい、改めて関白となるのが例であり、三点ともこの際の辞表である。西園寺家は関白・撰政になれる撰家の家柄ではないが、公卿としての心得からこれらを写したのである。

西園寺家

家に関する史料を分類しており、当主や家族、家臣、また西園寺家に伝来したものについての史料である。

〈家族・親族・一門〉 西園寺家の家族や親族に関する史料であるが、由緒書や系図などは当史料群には含まれていなかった。この中で注目されるのは、文書番号3―24、7―17―①⑤である。これは西園寺致季の五男実理（初名寿季）が橋本実文の養子となったときのものである。宝暦二年（一七五二）正月六日に実理は橋本家の養子になっているが、武家伝奏宛に出された養子願と、養子となつてから幕府に出された礼状の控が残されている。

〈家格〉 西園寺家の家格と家伝に関わるもので、もっとも古いのは文書番号7―4で院の御厩司についての史料である。西園寺家は院の厩別当を代々相承したとされ、厩の所領である河内国会賀牧・福地牧を知行するなど西園寺家にとって重要な権益であった。

〈官位・拝賀〉 官位に関する位記・宣旨は実遠と実益につき一点づつが残されており、拝賀については賞季の記録がある。

〈交際〉 他の公家を始めとする様々な相手との付き合いに関する史料である。特に徳大寺・橋本・四辻等との付き合いに、幕末期以降の緊密な間柄を見ることが出来る。また7―9は水戸徳川斉昭よりの進物について、使者の鶴飼吉左衛門は京都で盛んに活動して「戊午の密勅」を受けた人物である。

〈公望〉 公望に関するものでは元服に関する史料と慶応四年（一八六九）の山陰道鎮撫総督などについてのもの、フランス留学による留守中の諸届に関するものなどが含まれている。

〈妙音天・西園寺〉 西園寺家の菩提寺であった西園寺の由緒書など数点以外は妙音天に関する史料である。妙音天は弁財天の異称で、琵琶を家業とする西園寺家の京都の邸内にまつられていたが、西園寺家が明治維新にともない東京に移つたため、明治九〇一年（一八七六〇七七）にかけて社の存続を京都の講組織が請願している。現在京都御苑内の旧西園寺邸跡に建つ白雲神社がそれである。

〈日次記（管見記）〉 元来管見記は西園寺公名の日次記の別名であるが、後に西園寺家伝来の古記録古文書類を総称して呼ぶようになった。これらの抜書きなどに加え、近世前期の実輔の日次記の一部がある。

〈伝世品・什物類〉 西園寺家の伝世品についての史料としては、家業である琵琶に関する記録が多い。明治初期に太政官雅楽局との琵琶のやり取りに関する目録などもある。

〈家臣〉 西園寺家に仕える家臣についての全容はわかっていない。『地下家伝』によって諸大夫・侍などの一部の家が知られており、家臣のものとなる史料は諸大夫に関するものであった。藤井家は代々西園寺家の諸大夫を勤めた家であるが、安政の大獄に関わつた但馬守尚弼につい

て一連の史料がまとまっており、特に分けて一項目とした。

教養・文芸

当主・家族の教養・文芸に関する史料であるが、公家は有職故実を身につけることが大事な勤めであるため故実書類も多くみられる。

〈和書・漢籍〉 写本の一部や表紙のみなど一書の体をなしていないもの、抜書きなどもここに含めた。9―20・3―54など琵琶について書かれている部分を抜き出したものも見られる。

〈刷物〉 板刷りの国絵図もここに含めたが、これらは但馬・丹後・越後など公望が山陰道鎮撫総督、但州府中裁判所総督、新潟府知事を歴任した際に集められたものと思われる。

〈絵巻〉 絵巻物を集めた。この中で4―27は承安五節絵の模写で巻子ではなく屏風の形で残されており、貴重である。一部には色の指定もされている。

〈和歌・書画〉 和歌の書付や書画などであるが、公望及び公望と親交のあった文人の書画が目につく。菘翁は幕末三筆の一人といわれ、その著書に公望は序文を書いている。また鳴立庵主人間宮宇山は大磯の鳴立庵一三世で公望に俳句の手ほどきをした人物である。

土地・経済

〈家領・土地〉 Iは所領に関する文書のうち中世のもので、筑前国感多庄・山城国美豆牧についてのものである。IIは主に徳川將軍代替わり時の領知判物発給にともなって作成された史料である。

〈屋敷（拝領地一件）〉 明和寛政期にかけて屋敷地の拝領を願い出た一件の史料がまとまっている。西園寺家では西院参町の拝領（屋敷）地を恭礼門院の御所普請のために召し上げられ、替地拝領を再三願ひ出ている。安永二年（一七七三）一〇月六日新在家町に拝領地を得た。屋敷を新築したが、移る直前に大風によって大破している。その後寛政一〇年（一七九八）四月七日拝領地の北側に拝借地を得た。

〈経済〉 金子借用証文や明治期の華族救助金に関する史料などがある。近世の家政機関や経済活動については余り明らかにされていないのが現状であり、今後の研究課題である。

〈近代書状〉 明治初期の西園寺家に仕える人々や関係のあった人々の間でやり取りされた書状で金銭の授受が主である。諸大夫であった浜崎直全や侍であった山口正典あるいはその父正信らに宛てたものや、彼らの作成にかかるものが多く見られる。

その他

もともと西園寺家文書は紙袋や紐などによって分類が施されていたが、その際の付箋や包紙として使われていた新聞紙などを入れた。但し一つの史料に付属する場合はその史料と一緒に分類した。

参考文献

下橋敬長『幕末の宮廷』（平凡社東洋文庫、一九八三年）

高埜利彦『禁中並公家諸法度』についての一考察―公家の家格をめぐって―（『学習院大学史料館紀要』第五号、一九八九年）

本田慧子「近世の禁裏小番について」（『書陵部紀要』第四二号、一九九〇年）

網野善彦「西園寺家とその所領」（『国史学』第一四六号、一九九二年）

立命館大学編『西園寺公望伝』第一〜四巻・別巻一〜二（岩波書店、一九九〇〜九七年）

（三上淳子）

本目録は、昭和会館研究助成報告書『朝廷儀式と公家の生活』（学習院大学史料館、一九九八年三月）に掲載した西園寺家文書の目録と解説に加筆訂正を加えたものである。

さらに、平成一〇年（一九九八）四月に西園寺家からお預かりした資料を、前回追録分として目録の末尾に掲載した。これについては受託分の続きとし、便宜上、単位番号「10」を付した。

なお本書は、主に生田享子・西田かほると、客員研究員および特別研究員の徳仁親王・木村真美子・藤実久美子・三上淳子が担当した。また、史料整理にあたっては西園寺彩子氏、墓石調査では諸屋真澄氏にご協力をいただいたほか、新田英治氏に多くのご指導をいただいた。

最後になったが、本書を作成するにあたり、史料所蔵者である西園寺公友氏のご理解とご協力で深く感謝を申し上げます。また、昭和会館をはじめ、立命館大学西園寺公望伝編纂室の福井純子氏、西園寺住職大野貴雄氏、白雲神社宮司小栗栖元徳氏にはひとかたならぬお世話になった。末筆ながら、お礼申し上げます。

（学習院大学史料館）

西園寺家墓所法名对照表

【法名】	【統柄・俗名】	【没年月日】	【墓所No.】
慈廣院殿一品前相國西月實空尊儀	公朝	天正18年 6月22日	36
一眞院殿一品前右相府圓窓融覺尊儀	実益	寛永 9年 3月12日	35
眞空院殿從一位前内府西岸寂問尊儀	公益	寛永17年 2月17日	33
泰仰院殿瑞巖崇祥大居士		正保 3年 8月朔日	} 38
誠心院殿松巖貞山大禪定尼		延宝 年 5月22日	
春照院殿天法蓮空大禪定門		—————	} 32
榮珠院殿溪光文奇大禪定尼		慶安 2年 6月22日	
信樂院殿正二品前黃門至心向西大禪定門	公滿	慶安 4年 7月20日	39
慶養院殿光蓮玉譽英久大禪定尼		万治 3年12月26日	34
通性院殿前羽林一空專如大禪定門	実尚	万治 3年12月29日	40
知法院殿心月亮照大童子	公宣	寛文 9年 9月 7日	43
圓明院殿月溪浄心大禪定門	公義	寛文10年 8月15日	31
大忠院殿一品左相府見心光攝尊儀	実晴	寛文13年 1月11日	42
瓊瑤院殿月岑文光大姉		寛文13年 9月14日	30
惠光院殿從三位羽林覺月了空大禪定門	公遂	延宝 6年 8月10日	44
光知院殿春暁亮華大禪定尼		貞享 2年 1月 3日	45
圓應院殿正三位黃門寂月春隆大禪定門	実輔	貞享 2年 1月 5日	51
榮壽院殿法月圓性大禪定尼	(致季母)	宝永 2年 8月25日	(46)
普照院惠岸光清大姉	(公晃母)	宝永 6年12月17日	48
幻壽院殿一曉報夢大童子		享保 4年 9月30日	} (18)
寛光院殿复山理察大童子		享保16年 5月 5日	
法池院殿紅蓮幸吟大童子		天明 7年 8月 7日	
光安院殿心月孤秀大童女		享保12年 6月26日	} (17)
眞珠院殿月桂涼光大童子		安永 8年 7月11日	
清安院殿穩室惠浄大姉		享保15年 4月29日	21
普香院殿智山惠薰大童女	(致季女)	享保18年 1月 7日	28
清薰院殿梅含智香大童女		享保21年 1月14日	(12)
秋窓院殿鏡月殊光大童女	(公晃女)	元文 5年閏7月21日	15
妙華院殿法岳智蓮大姉	(致季女)	寛延元年 7月26日	(24)
圓壽光院殿一品前左相府寛山仁恕尊儀	致季	宝曆 6年 7月 4日	47
信光院鏡顔思月大姉		宝曆 7年 8月 5日	4

西園寺家墓所法名对照表

微妙淨院妙相日好大姉	公晃夫人 式君	宝曆8年3月17日	41
遍照院殿一品前内相府心月耀天尊儀	公晃	明和7年8月21日	53
歡喜心院殿從五位上拾遺補闕一兒靈覺大童子神儀	公兼	明和9年5月16日	56
光壽院殿妙諦日理照空大法尼	致季女 長子	安永7年9月20日	63
後慧光院殿三品羽林明覺了暁神儀	実韶	天明6年11月23日	62
寶珠院殿清浄心月大姉	賞季女毛利匡芳室	寛政2年1月20日	5
養安院殿惠含智教大童子		寛政3年8月13日	(25)
善應院殿通議大夫羽林次将覺誓了深神儀	公氏	寛政5年3月20日	64
不斷光院殿知節俊貞大姉	賞季夫人 幸子	寛政8年8月16日	55
後大忠院殿一品前右相府信覺性儀尊儀	賞季	寛政11年12月22日	54
蓮香院殿華開相映大童子		寛政12年6月17日	(27)
微妙院殿	寛季夫人 等子	文化3年8月19日	52
蓮池院殿花月恵幻大童子		文化8年11月13日	11
智鏡院殿圓月貞操大姉	寛季夫人 八千子	文化9年8月26日	60
復紅院殿蓮月幻夢大童女		文化10年4月20日	10
葉珠院殿相月知映大童子		文政2年4月9日	9
秋相院殿觀月慈照大童女	(寛季男)	文政6年8月5日	14
晴雲院殿覺月照誓大善女	(寛季女)	文政6年9月24日	29
秋光院以信貞節大姉		文政8年9月8日	8
春覺院殿梅應香含大童子		文政7年12月25日	20
眞觀院殿三品羽林大光普照神儀	治季	文政9年7月8日	50
良樹院寶林月清大姉		文政10年6月18日	68
法雲院殿明室貞昌大童女		文政11年2月9日	13
顯明院殿清巖露白大童子		文政11年3月22日	16
寂照光院殿三品羽林普遍靈覺尊儀	公潔	天保7年5月30日	49
專称院妙好尼		天保13年4月22日	67
友松院殿寒月清光大居士		弘化2年12月14日	22
春静院殿花落亮夢大居士		弘化4年3月9日	26
清照院殿夏月涼風大童女		弘化4年5月18日	37
泰相院殿智秀最勝大童女	公潔女	弘化4年9月4日	19
清音院殿三品羽林樂譽秀高大居士	師季	嘉永4年7月19日	57
柔光院妙輓大姉		嘉永4年12月3日	66
光歡院殿知明亮念大童女		嘉永5年11月7日	23
慈詮院歡譽定想禪尼		安政1年閏7月2日	7
正乘光音院殿正二位前黃門圓滿覺道尊儀	寛季	安政3年2月11日	61
瀧光院信照妙川禪定尼		安政3年8月24日	6

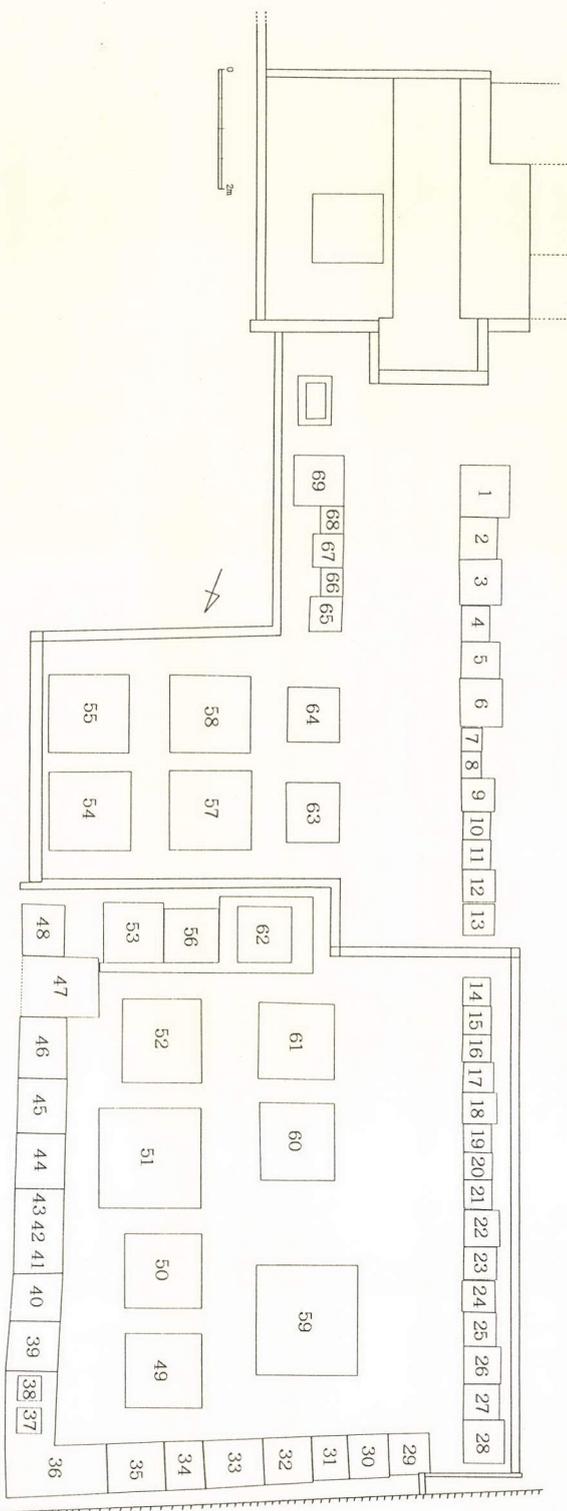
貞純院殿眞譽操節大禪定尼	師季夫人 定子	安政 5 年 7 月 3 日	58
瑞光院松室貞林大姉		元治 1 年 8 月 18 日	3
禪入院徳岸楚潜法子		明治 3 年 11 月 24 日	2
眞理院殿念譽察音幽觀法尼		明治 23 年 5 月 27 日	} 65
妙光院殿正譽圓宗良貞禪定尼		明治 24 年 3 月 20 日	
知足院實譽温良貞識大姉	中西房子	昭和 2 年 12 月 26 日	1
油屋三三郎之墓			69
台のみ			59

凡例

1. 本表は西園寺公友氏所蔵「西園寺家御先祖墓碑法名録」をもとに加筆訂正した。
2. 続柄・俗名の（ ）は、没年月日より推定したものである。
3. 墓所No.は、次ページの平面図のNo.と一致する。なお、墓所平面図との照合は現地調査によるが、墓石の磨滅により判読不能なものもあり、墓所No.の（ ）内は推定である。

西園寺家墓所平面図

(宝樹山竹林院西園寺内)



西園寺家墓所平面図

本実測図は、平成8年11月に西園寺家および宝樹山竹林院西園寺（京都市上京区）の許可を得て作成したものである。同寺住職の話では、西園寺家の墓域は従来は西側に向けて倍ほどの広さをもっていたが、近年墓域を縮小し、その際墓石の配置も変えた。また、本墓域には西園寺家の親族のほかにも、同寺内にあった西園寺家に縁の者の墓石も含まれている（No. 69）とのことである。

西園寺家所蔵『公衡公記』

学習院大学史料館が西園寺公友氏から寄託された『西園寺家文書』には、いくつかの日記の写本が存在する。そのなかに、『公衡公記』の從來知られていない記文を載せる無題の一軸が含まれていた。

本書は、楮紙一五紙を貼り継いで卷子にしたもので、その法量は縦二七・九糎、横六三・九糎（一紙あたりの最長四三・七糎、最短三七・二糎）である。表紙および軸はなかったが、本年五月に修補を加え、現在は軸装したものとなっている。前欠であり、奥書もなく、一見しただけでは本書がいつの記録で、記主が誰であるのかわからない。記事は、前欠のため日付不明の日からはじまり、二三〜二七日程の六日間分を載せるが、最後の二七日程は、文字も徐々に小さくなっており、途中までしか記されていない可能性もある。本文中にしばしば「本マ」、「本不見」等の注記が見え、転写本であることが知られる。紙背文書はなく、書写年代を確定することはできないが、紙や筆の感じから室町時代後期のものと推測される。

内容は、新帝の御所への劍璽渡御の儀をはじめとして、藏人所の役人の交名、新院の院庁開設にあたっての動きなどが記されている。また、本文にある新帝の殿上人交名のうち、「左少将実衡朝臣」の右肩に「愚息」の文字がある。さらに、記中に見える他の人名から、本書の記主が西園寺公衡であること、永仁六年（一二九八）七月の後伏見天皇践祚のときの記録であること、そして前欠の日付が二二日であることがわかる。つまり本書は、『公衡公記』永仁六年七月二二日（前欠）〜二七日程の写本なのである。

そこで、記主の公衡について簡単に述べておく。公衡は、鎌倉時代後期の文永元年（一二六四）に生まれた。父は、太政大臣実兼。母は、内大臣中院通成の女顕子。文永四年、四歳で叙爵。建治二年（一二七六）、非参議従三位。永仁六年内大臣。正安元年（一二九九）右大臣となるが、年内に辞し、同三年従一位に叙せられた。嘉元二年（一三〇四）夏ころより父実兼のあとを襲って関東申次の任に就き、延慶二年（一三〇九）左大臣に至るが、三ヶ月で辞し、翌々応長元年（一三一二）出家した。法名は静勝。そして、四年後の正和四年（一三一五）九月、父に先んじて五二歳で薨じた。

公衡の同母妹には、伏見天皇の中宮で後伏見天皇の生母である永福門院鐘子と、龜山院の後宮に入り、恒明親王を生んだ昭訓門院瑛子が、異

ところで、本書は『公衡公記』永仁六年分のうち踐阼に関する記文を中心とする一部分だけを載せたものであるが、なぜこのような形で伝存したのであろうか。そこで以下、本書の伝来について、気付いた点を記してみたい。

まず、『公衡公記』刊本によって永仁六年の同記の残存状況を確認してみよう。書陵部所蔵の鷹司本親長記所収の記文を、同部所蔵群書類従八五御幸始部類記所収の記文で校訂した「伏見院庁始記」（八月三日条）、同部所蔵伏見宮本伏見院御幸始記を底本とし、高松宮本新院御幸初記で欠脱を補った「伏見院御幸始記」（八月五日条）、高松宮本公衡公記に載せられる「即位大嘗会等記」（二〇月・二一月のうち二五日間分）、以上三点が残されているだけであり、『管見記』には全く見えていない。すなわち、永仁六年の記文は、合わせてもわずか十数日分しか伝わっていないのである。にもかかわらず、三点それぞれが内容的なまとまりを持って、別々に伝存していたのである。

このほか刊本の五冊目に収められるであろう逸文として、『園太暦』観応元年（一三五〇）一〇月二八日条に載せる七月一七・一八日条の記文がある。公衡の孫公重の直衣始に際し、隨身の装束について不審を感じた洞院公賢が公重に尋ねたところ、祖父公衡の例に倣った旨を述べ、公衡の直衣始の記事を載せる『公衡公記』の写を送ってきたので、公賢がこれを自らの日記に貼り継いだものである。つまり、南北朝時代にはこの条をも載せる『公衡公記』が西園寺家に存していたのである。『園太暦』に載せるこの記文は、ここで紹介する二二日～二七日条のわずかに四・五日前のものであり、両者がもとはつながって日次記の一部をなしていたと考えられる。とすると、本書は単に秋の初め七月一日条から二二日条の途中までが剝がれ落ちただけで、現在の二二～二七日というまとまりには、何の意味もないようにも思える。

しかし、このまとまりに意味を認めることも出来そうである。というのは、『公衡公記』の伝存の経緯について平林盛得の以下のような興味深い指摘があるからである（参考文献参照）。平林は、書陵部に蔵される伏見宮家旧蔵部類記のなかに公衡の自筆の記録が組込まれていたり、紙背に加えられた記録名や行事名が公衡の手になることに注目し、自家から皇妃を出している公衡が、積極的に部類記（日記類から特定の事項に関する記事を集めるいは抄出し、類別編集したもの）を編纂したと考えている。とすれば、部類記作成に熱心であった公衡の日記があまり残っていない原因のひとつに、自らの日次記を切断して部類記に利用したためとみることもできるのではなからうか。本書の原本は、二二日に行われた後伏見天皇踐祚とその関係の記文を有するまとまりであり、おそらく二二日条からはじまり二九日条までを含んでいたが、冒頭の一紙もしくは数紙が剝がれ落ち、二七日条の途中まで書写したものの、原本の破損などによってそのつづきを書写することができなかったとも思える。そのように考えると、あるいは本書の原本も踐祚部類記の材料にしようとして公衡自身によって切断された日次記、もしくは自ら作成した写であったのかもしれない。

また、平林は、「公衡の日記が管見記として西園寺家に蔵される一方、別記や部類記が伏見宮に伝存された理由は不明であるが、公衡女寧子から皇子光厳・光明両天皇などを経て伝わったものであろうか」と述べている。寧子を媒介として光厳・光明以下の持明院統（北朝）天皇家に

公衡の日記が伝わるのは、有り得べきことである。まして、永仁六年の後伏見天皇踐祚は、伏見天皇からその子後伏見天皇への譲位であり、持明院・大覚寺両統分裂以後はじめて持明院統天皇が続いた時のことである。したがって、その後の即位・大嘗会の記文とともに、持明院統にとって極めて重要で、尊重されるべき記録であるがゆえに、部類記に作りかえられ、それぞれのまとまりで残された可能性も想定できよう。

最後に、公衡の手になる別記や部類記が伏見宮家に伝存された経緯についても少し触れておきたい。観応二年（一三五一）、観応の擾乱の混乱によって生じた南朝方の政權接収（いわゆる正平一統）の破綻によって、南朝方は北朝天皇家の崇光天皇（上皇）や光厳・光明両上皇、皇太子直仁親王等を賀名生に連れ去ってしまった。そのため北朝方は、広義門院寧子を治天に立て、仏門に入る予定であった光厳上皇の第三皇子（後光厳天皇）を即位させた。しかしこれは、その後捕えられていた崇光上皇等が帰還したため、皇統がまたしても分裂してしまうという結果をもたらした。それが、直系であった崇光院流と傍系から天皇となった後光厳院流との併存であり、崇光院流は直系なるがゆえに累代の記録や宝物を持ち、後者に対抗しかなかった。伏見宮家となった。その後、後光厳院流の継嗣が絶え、貞成親王（崇光院の孫）の子で後小松院の猶子となった彦仁王（後花園天皇）が即位したことで、その弟貞常親王の継承した伏見宮家が世襲宮家として安定し、近代まで続いたわけである。ために、伏見宮家は『公衡公記』の別記や『公衡公記』の一部を含む部類記を多く有したのであった。

学習院大学史料館受託『西園寺家文書』の中には、以前紹介した『万一記』や今回紹介した『公衡公記』などの日記以外にも、中世にかかる文書類、たとえば室町時代初期のものと思われる筑前国感多荘文書目録や、寛正六年（一四六五）の河瀬清貞山城国美豆牧代官職請文、あるいは院殿別当の歴名である御厩司次第などがあり、順次紀要等で紹介していくつもりである。

（徳仁親王・木村真美子）

主要参考文献

二年

- 網野善彦「西園寺家とその所領」（『国史学』一四六号、一九九二年）
 本郷恵子『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九九八年）
 橋本義彦「部類記について」（同『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出は一九七二年）
 松園 齊『日記の家—中世国家の記録組織—』（吉川弘文館、一九九七年）
 同「古記録と古文書」（同『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館、一九九六年）
 村田正志『證註椿葉記』（同著作集四、思文閣出版、一九八四年、初刊は一九五四年）
 森 茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』（思文閣出版、一九九一年）
 林屋辰三郎『内乱のなかの貴族』（角川書店、一九七五年）
 龍 肅「後嵯峨院の素意と関東申次」（同『鎌倉時代』下、春秋社、一九平林盛得「伏見宮旧蔵部類記と西園寺公衡」（『書陵部紀要』四三号、一九九五年）
 五七年）

積文

凡例

- 一 使用漢字は原則として常用漢字を用いた。
- 一 文中に適宜、読点（、）・並列点（・）を加えた。
- 一 校訂注は原本の文字に置き換えるべきものは（ ）で括った。参考または説明のためのものは（ ）で括った。
- 一 文字が欠損している場合は、字数を測り□で示した。
- 一 文字が塗抹されている場合は、字数を測り■で示した。もとの文字が判読できる場合は、×を冠して右傍に注した。
- 一 文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、後に書かれた文字を本文とし、その左傍に・を付し、もとの文字に×を冠して右傍に注した。
- 一 割り書の割り注に対する割り注はへゝで括った。
- 一 文中の人名については傍注を略し、別に人名索引にまとめた。

(1張)

近仗左親教朝臣・実員朝臣・長基朝臣・伊顯、宗具、伊有、具良、基藤、以上中將、実綱朝臣、少將、右親平、実任、長嗣、

隆宣、公秀朝臣・俊兼、陣階下、立陣、各縫腋、丸柄帯、時絵細劍、
顯雄、業邦、少將、蒔絵壺、同弓、巻纒、懸纒、隨身

壺、垂袴、或着靴、内侍臨東櫓、大臣昇殿着几子、次開門、次圍司關

令着、次大臣召舍人、諸卿可參列標下、異位重行、右大臣、予、

已上一列、大炊御門大納言、良宗、可立大臣後、而立其末、頗退南東、太以違例、
仍左大將已下列立之時、立上可重行之由、左大將被諷諫、

仍立上、左大將、冬平、権大納言、実泰、中宮大夫、通重、一条大納言、内実、

(2張)

近衛大納言、家平、富小路中納言、實教、衣笠中納言、冬良、中宮權大夫、

公顯、滋野井中納言、冬季、洞院□□□□、春□□大夫、家雅、

万里小路中納言、師重、已上二位中納言也、仍大納言末、堀川中納言、顯世、

藤中納言、俊光、已上三位也、六条宰相、實時、二位也、仍二位中納言列末、花山院

宰相中將、師信、平胡錄、已上三位也、新宰相中將、實躬、平胡錄、已上三位也、

參列之後、右府隨身在日華門北腋、南上西面、予隨身

在同南腋、北上西面、左大將隨身在中門下、西上北面、予參列

裏書有別、時実員・基藤・実綱・公秀等朝臣退列、依家礼也、

各立定之後、内弁召宣命使家雅卿、兼出陣被、給宣命、内弁

下殿、与宣命使、相揖自桜樹巽程練歩、經大納言前大臣

後、加右府上、次宣命使就版宣制、兩段共再拜、寛元、

彼度、舞踏也、正元尚段、再拜也、今度、舞踏也、次宣命使復本列、經三位中納言後、

諸卿自上臈退列、左府左廻練埽、經大臣後大納言前、右府右廻練埽、

二位中納言等後、左大將・權大納言經大納言後、二位中納言前、富小路・衣笠向中納言、

經中納言後、是已下皆經列前、公顯卿經中納言後、自此時隨身止、

前音、此事有説々、不同也、今日予并左大將隨身如此、右府自參入之時、

一向不追前、新主、撰政拜以後諸隨身等追前也、是旧例歟、勅授人

保安如此被定云々、大閣被示之、左右府以下皆解劍、於日華門外解之、懸裾於上手、禁色人

衛府官不解、予為大將不解劍也、依近例不脱之、頭中將同前、諸卿右大臣已下左府退出、逐□□

徘徊清涼殿東中門外、此間掃部寮敷筵道、自東階下至新主

撰政解劍哉否、參候清涼殿孫庇辺、昆明池障子、予并左大將

候同東實子、左大將在階北、予先是□□守朝臣仰藏人卷

清涼殿額間庇御簾、自余、次内侍二人侍從内侍邦行朝臣妹、新内侍

垂之、知朝朝臣妹、各今度不改節会裝束歟、

取劍璽、出母屋御簾立同簾下、御劍左、璽右、抑先々立屋御座左右也、所載次第又如此、而今度見其儀額間許御簾、同屋御座、御簾垂之、仍内侍只在額間、〔南カ〕此間執柄并左右大將跪、〔南カ〕

候、次位次在親平下、然而依為貫首取御劍、先例又如此、藏人頭

左中將兼季朝臣縫殿、卷纏、負壺、於弓者臨期於殿上方自殿上方參進、

頭弁告之也、先例或自地下、賜隨身、以主殿司給之云々然而其例不同之上、寛元嘉例如此、仍〔今カ〕

參進、昇東階也、〔裏カ〕自殿上直參進也、給御劍、有覆、如入袋右中將親平朝臣位次上首也、抑今夜

不被聽新主昇殿、無先例歟、類鬱陶、同自堂上參進、給璽、有覆、

然而初度必非其仁之由、有沙汰歟、番長兼持香入此間予於長橋妻着香、〔密〕下同シ

各乍立給之、内侍又不跪、先例如此進立東階南腋、北面・隨身不相從、番長等出屏外了、左大將

自殿上北面簀子降立、備香、番長又兼進立階北腋、南面、次劍璽

次將降東階、執柄同降其階、隨身獻香歟、不見及、若徒踐被步

被候璽後、左右大將前行于筵道左右、各淺履兩次將

步筵道上、徒踐出中門南行、出高倉面四足門北行、二条東行、

富小路北行、入新帝御所四足、

行列如恒、左大臣・家雅卿等遂參会新帝御所、内実卿自内裏早出了、

左右衛門・左右兵衛・左右近衛等傍路左右供奉、

左衛門正權佐正資冬、權惟輔、公卿為先下臈前行、右衛門權佐、右衛門權佐、光方等候之、

右大臣以下也、或在筵道右、或在筵道左、予正笏、左大將持笏、但高倉以東各在筵道右云々、次左右大將、各不具、前駈、只

本マ、隨身許也、不追前、次左右近次將以上臈為中、如行幸儀、師信・実躬等

又大將懸梶、〔密〕卿各候本陣、師信左、実躬右、此事先例不同、或候公卿列、或

候本陣也、次御劍次將、徒踐、次神璽次將、同、御劍之

左右二主殿官人各一人取松明奉相從、次執柄、少納言兼有、其後

長親等朝臣・左右中弁・左少弁定資・左衛門權佐・右馬頭有時等供奉云々、
大刀契・鈴、以下行列存例、弁為行・雅俊等朝臣、定資、

於新帝御所左右衛門留門外、兵衛・近衛留中門外、諸卿(行カ)

諸卿列立中門内、北上、兩宰相中將於此所加公卿列、左右
大將於門内立替如例、左依為位次之下臈、大將立南階東
經右前渡南也、

西、劍璽過前給之間、諸卿驚折、大將同劍璽昇自南

階、撰政同昇南階、授内侍一人、兼出居昼御座左右、此皇居南殿御殿

(4張)
被候南庇、

跪授之、不齊、内侍婦人、安御劍於夜御殿、兩次將降南階退入、

隨身一人兼持弓并
沓、儲南階腋邊、次公卿自下臈揖退入、各出中門外懸

尻於沓脱休息、此間左大臣參入、此後良久、次新帝御引直

張袴、出御、御殿御裝束如清涼殿、撰政被候簀子御座西間、

奉新主勅、撰政召藏人邦光左衛門尉一臈、於砌下、帶弓胡仰云、
錄歟、

藏人二候、邦光拜舞退、次召同藏人於簀子、仰條々
事、

公卿昇殿

勅授

牛車

殿上人
左中將公朝々臣 俊雅朝臣 永親朝臣 右兵衛督信有朝臣
左中將実員朝臣 式部權大輔資宗朝臣 刑部卿在兼朝臣

右中將長嗣朝臣 口)内藏頭家相朝臣 右大弁信經朝臣
右中將家輔朝臣 左中將基藤朝臣 左中弁為行朝臣

(マ、) 左少將公秀朝臣 左中將冬房朝臣 左少將実衡朝臣
左少將通顯朝臣 左中弁雅俊朝臣 右中將清雅朝臣

左少弁定資 右少弁頼房 右衛門權佐光方
勘解由次官仲高 治部大輔藤朝 前春宮權大進雅任

前春宮權大進光経 民部大輔長隆 左衛門佐資冬
前東宮學士在経 前春宮權大進泰忠

今朝經守朝臣送御教書於美衡許云、今日可被仰昇殿、可存知云々、礼紙殊可早參之由載之、於昇殿事者、可存知、於出仕者、未申拜賀之由、申了、

藏人 兼任朝臣子
右衛門尉源兼親、左近將監源仲泰、
兼長朝臣、右衛門尉藤原業実、已上邦光以下四人、皆坊藏人也、

頭左大弁藤原經守朝臣、左近中将藤原兼季朝臣、
已上先朝頭

藏人頭 左衛門權佐雅輔、
惟 本紛失

所出納 安部、 本紛失
先朝 中原俊春、俊秀
三鷹、 坊出納也

所衆 佐伯光長、
藤原清重、

灌口 藤原成重、大江親茂、
源康清、 以上三人先朝
一、二、三鷹也、

以上被仰之、
蜜注折紙
給之、

藏人退去、出無名門代辺、来左府前、
左府被立中門外
地上、 諸卿、 同之、 仰□

勅授牛車等事、左府以雜色長布衣、
兼貞 召外記、少外記

利重參進、跪左府前、左府欲被宣下之処、利重申云、

為承此宣下大外記所候也云々、然者可召之由被仰、大外記

師頭參進、左府乍立被仰之、師頭驚屈奉仰、
不跪 如何、 称

唯退入、自余条々邦光下知出納歟、

小舎人

紀頼弘 同為基 同有康 同高種 同篤弘

同氏弘 同資広 同遠弘云々、

次主上入御、此間勅授人々帶劍、
於中門外地上 此後

良久東嶺已曙之間、攝政被降立被申慶、
無申次 舞踏

次攝政以下諸卿列立中門外、
東上北面、攝政三公 立簾内、 以藏人邦光

奏事由、拜舞、勅授并昇殿慶通用之、帶先例不次而貫首已下

殿上人等列立殿上口、北上東面、以邦光奏事由、拜舞云々、此間

公卿等雖可着殿上、天已曙之間、面々競出、日脚已右府・予

等二條西行之間、内侍所自旧主御所渡御、左少將実綱朝臣、右少將俊兼朝臣

各裝束如元、右中弁雅俊朝臣・藏人輔信忠、外記史等仍右府・予等

暫立留、本マ南内侍所令過給之間各相並跪地、平伏次右府

乘車被退出了、予婦參旧主、

伝聞、此間自旧主被渡御裝束・御笏・御袍以下如恒、納蒔

絵衣筥、在花以濃打裏々之、御笏入錦袋、納平文筥、

各居時繪案、本マ、一案西押物、件案蘇芳織物、覆帶等有之藏人治部少輔

光冬勅使參於中門申事之由、即五位藏人二人昇御衣

案立昼御座簀子、内侍取御衣持參御所、御笏・案

等給藏人所、次渡累代宝物已下雜具等、此間内侍所

渡御日時可勘申之本マ、由於上卿、大炊御門大納言、々々向陣問件

日時、不及成次於撰政直廬覽吉書、藏人方頭中將兼秀朝臣覽之、勘文敷、建久御讓位撰政、普賢寺直

廬吉書頭中將西園寺覽之云、本不見佳例也、如何之由今朝執柄被送狀於

予許、勿論存之由答申了、挿杖見之、作法能々習札了、

(7張)

次頭中將於出陣下吉書於上卿、大炊御門大納言云々、此事五人之職

事皆可内覽下也、而今日只兼季朝臣許云々、弘編解文下出納、或逐抄、

如拜賀之時、内藏寮請奏次經守朝臣条々奉奉仰、(行力)々上卿、

於陣下上卿也、大炊御門大納言

上皇御飯内膳大炊如本可備進事、禁色

雜袍事等敷、

御乳父禁色、職事向台盤所仰其人敷、次供朝夕

御膳、朝陪膳經守朝臣、撤壹劍等、
夕陪膳兼季朝臣、懸綵供之、乍

次第事等定存例敷、以上以伝説記之、

院中事

予婦参以前新大納言父子各束帶、雅俊朝臣・藤朝等及

六位判官代而三人祇候御所、旧主御冠、御被尋仰、内裏

之儀、予服寒氷補氣、次廻弘御所元清凉殿、新大納言・中宮權大夫等候之、

先是改所々装束、於御所侍者、為韻外之間、自今日即召仕之、且寛元・正元例也、寢殿垂庇

御簾、卷母屋御簾、南庇階間装平敷御座、本マ、其上加茵、以清凉

殿為弘御所、東面卷御簾、南面垂御簾、傍北障子、中央間敷大文二帖、東西妻、南面、敷廻小文畳、不立

置物・御厨子・突器等、本マ、公卿座東公卿座、當時被拵陣座、又來月可為皇居之間、不被改之、仍以西公卿座為其座、

卷御簾敷高麗端畳、二行、殿上、東殿上也、微小板敷并小壁等畢、對座、未敷縁、仍只白地二取並板也、

敷弘筵并紫端畳等、年預已立、本マ、台盤・簡・辛櫃如旧、簡除藏人頭等字、

厅居饗饌、台盤所御倚子被渡新帝、簡・辛櫃・台盤

等暫撤之、上北面殿上北面、敷紫端畳、二行、雖北面始以前、儲座例也、御車宿

如元、陣座為他所之間、自元不敷板敷、及翌日之間、不及掌燈、院別当類親卿、

奉仰書院司交名、高槽紙、折紙、本マ、付女房参入之、暫被留御

所、頭中将内裏事畢帰、参院撤老懸并壺等、猶帶劍卷纓如元、祇候、可為

院司也、

書様首書、予逐為不審、注付之、

如本別当

(9張)

内大臣 執事、

權大納言 藤原朝臣

藏人頭 左大弁
藏人頭 左中將 藤原亮

兼季朝臣

右中弁

雅俊、

判官代

左少弁 定資 年預 父卿俊光一院年預也、今被渡此御方、公卿不可然之間以資冬被補之、一院年預被還補
左衛門尉 橋知教 別被仰畢、

同 藤原懷通

同 橘以敏

右近將監 源季成

同 藤原博清 以上御在位之時、六位藏人等也、

藏人

菅原藤長 在嗣卿孫云々、

主典代

序仕所奉行 安部資郷

御在位之時、二賜出納 中原俊茂 兩人共五位也、

此外別納所奉行一院納所紀高氏

可兼行之由有沙汰、堪課役之者也 而高氏服解也、

子息範直歷外記者也、可立面之處、件範直最前

補主典代之条過分、仍今月下旬其日忘却了、

範直被補主典代、被仰別納所了、料所雖

未治定課役等無懈怠致沙汰了、同九月

中句以其国宇本マ、元実承経希郷本マ、正知行、被付別納所

畢、但被付万疋分於別納所、其余剩可為

御牛之飼并召次給物等之由、被仰高氏之

処申領状畢、

庁料所石見国郷保五ヶ所歟、資郷申賜了、

仕所其内也、於御作手等者、猶為一院御分、御幸

時被召渡此御方也、正元之往事、又如此云々

召陰陽師於蔵人所、令勘院中日次、次予・新大納言、

中宮權大夫等着殿上、次撰政被參、於中門被申慶、六マ、位

判官代懷通勘申、次是撰政慶也、次堂上參御所、給院司交名、被着殿上、

白字蓋歟、閑座上布障子、被着奥座、 (×次堂上參御所) 次撰政被下交名於予、乍座、及給之

殿上人如元、但日被副下、交名通例也、以瀧口為武者所、(×北面)如衆如元

之由同被仰之、次撰政起座退出、蜜語云、今夕着直衣、參内、可宿侍云々

殿上人交名書様

高檀紙料紙頼親卿書之、初度院司五人八除之

右中將 親平朝臣

同 家親朝臣

左中將 実貞朝臣

左中將 親氏朝臣

宮内卿 兼有朝臣

右中將 経賢朝臣

内蔵頭 家相朝臣

左中將 公朝朝臣

同 親教朝臣

刑部卿 侍從 在兼朝臣

左馬頭 定成朝臣

右京大夫 成能朝臣

中宮亮 顯相朝臣

右中將 隆定朝臣

同 俊雅朝臣

右兵衛督 信有朝臣

左京大夫 降政朝臣

右中將 実任朝臣

右中將 長嗣朝臣

左中將 宗清朝臣

右大弁 信経朝臣

(12 張)

右中將 家輔朝臣	左中將 基藤朝臣	左中弁 為行朝臣
右少將 公秀朝臣	左中將 冬房朝臣	右中將 通藤朝臣
右中將 信定朝臣	左少將 通頭朝臣	右少將 俊兼朝臣
中務大輔 永賢朝臣	左少將 基方朝臣	右中將 清祐朝臣
右少弁 頼房	藏人 民部少輔	藏人 治部少輔
藏人 右衛門佐	信忠	光定
惟輔	右衛門權佐	勘解由次官
治部大輔	光方	仲高
藤朝		

以上昇殿如二元、

次予召雅俊朝臣下給交名、此次仰主典代事、四位

院司於中門辺召主典代下知之、次予以下立車

宿前、西上北面、公卿一列、四位五位一列、
兩貫首・家親・俊雅・親教、
惟輔・資冬等列之、六位一列、各重行、
長嗣等朝臣（衛府皆卷纓帶劍、取笏） 定資

以判官代懷通奏事之由、同時拜舞、次予以下

院司公卿三人帰着殿上、次一献、四位院司雅俊朝臣

持参盃、居折敷 五位判官代資冬取瓶子、次箸下、

次公卿起座退出、于時
已半也、

廿三日戌申西刻着束帶時繪劍、無文帶、
緋地平緒 参院、白陣家步行隨身
皆参 本不見

前駐四人、中宮權大夫・頭中將卷纓、懸綬、
左少將美綱朝臣等扈從、 于時六条宰相束帶、 来逢、同

相率参院、上下無人、主典代・庁官等祇候殿上、雖居

饗庁勤之、 任近例不着座、参御前申條々事、伝聞、

新大納言・六条宰相・二条宰相・新宰相中将等参、皆束帶
云々、

其外近習之輩本マ、 一向着直衣参云々、三ヶ日中直衣
不可然事也、 次

參内、宜陽殿饗依近例無沙汰、公卿不着座云々、兩卿兩雲客等
此条猶不可然事歟、上下窮屈之間之故歟、
同相伴、次參一院、各相伴、申昨今儀等、御氣色快然、誠有其謂、

廿四日巳陰晴不定、時々雨下、及晚參新院、行粧如昨日、但六
条宰相不相伴、
殿上饗如昨日、人々不着座、次參内、今日參議不參、

仍予不着宜陽殿饗、依參議不參、大臣
不着殿、有所見、於常御所入

見參之後參一院、依有可申人事也、此間中宮權大夫、

花山院中納言・万里小路中納言・藤中納言等着陣、件歟饗

左少弁定資一献云々、箸下、人々起座云々、次殿上饗

兩貫首・左少弁定資・五位藏人信忠・光定・六位藏人

等參着云々、

今日刑部卿在兼朝臣被仰侍談、本マ、上臈資宗朝臣逐
被仰、今日先在兼一人被仰也、

正応例歟、經守朝臣奉仰下知之、(説)又内殿上人中十人

被加仰之、親平朝臣・実任朝臣・業頭朝臣・兼有朝臣・

永賢朝臣能之、(マ)頭相・範春・頼俊・俊兼・永豊等朝臣、已上
十人也、

予奉院仰注遣經守朝臣許畢、

此外親氏朝臣・隆教朝臣・光輔朝臣・実綱朝臣・

頼任・俊高・資名等又後日被聽之、其日忘却了、
晦歟、

今日院宣到来、中御門前中納言、
法皇執權也、

秦武躬可被補当府年預之旨

御氣色候也、仍言上如件、為方恐惶謹言、

七月廿四日

為方奉

進上 伊与守殿

即可下知之由、出請文了、即下知年預次將中將実任朝臣了、奥右大将御判、依為府事也、可下知之由有請文、

廿五日庚戌早日着直衣冠、前驅一人隨身二人參新院、厅始以前猶於陣外下車也、但治承四年二月、三条中納言実房

并忠經卿等翌日遣寄門前下車歟、見中山内府記、其時改撰於陣口下車云々、近例厅始以後遣寄門下也、人々多以祗候、三ヶ

日以後也、仍直衣人々多之、今日奏事始也、職事・弁官

等、字不見新大納言触之、各參上、真衣下紙、括伝奏新大納言一人也、今日御

湯殿始也、定資申沙汰之、其間事可尋記、又神事

御祈始也、雅俊朝臣奉行之、本マ被行河臨御被、近衛末在

秀朝臣、本不見用途年預役云々、使左衛門佐資冬

參勤云々、又今日被加補司、予奉仰云、新大納言大臣

許遣六位判官代以敏触之、納言以下主典代向触

云々、

別当左大臣、右大臣、土御門大納言、雅、權大納言、実、

中宮大夫、通中御門前中納言、冬季、滋野井中納言、冬季、花山

院中納言、宗、藤中納言、俊、別当、具俊、隆政朝臣、左京大夫、

信經朝臣、右大弁、為行朝臣、左中弁、

裏書判官代頼房、右少弁、光定、藏人治部少輔、惟輔、藏人左衛門權佐、光方、右衛門權佐、

仲高、勘解由次官、主典代、御在位時出納一臈安部親村五位、

又被聽昇殿、中將伊有朝臣・光輔朝臣・少将実綱朝臣・

勘解由次官頼任・少将雅康、是又注別紙歟、新大納言

下知厅歟、

(14 張)

条々申定畢予退出、日来候陣外、今日退出今出川第、
後聞、今日左大将直衣、本マ、懸老懸、参内并院、随身上臈冠
本不見 平胡籙云々、

廿六日辛亥今日不出仕禁裏、被聽直衣之人々、自仙洞被注

下兼季遣御教書、土御門大納言・大炊御門大納言・權大納言・

衣笠中納言・中宮大夫・洞院中納言・別当等也、執柄余本マ、

□雖不被聽着之也、大臣殿同前敷、先例無所見也、

着直衣令参内者、依撰政殿

御消息、言上如件、

(又進上)
■七月廿六日 中宮權亮兼季 奉

進上 土御門大納言殿

大概如此書遣畢、用宿紙、抑御乳父三人、(又本マ)、通重・家雅・俊光等卿、

□仰前於本不見、乳父者、雖不仰無左右着之敷、将又

頭弁承之敷、可尋、

廿七日壬子不出仕、院别当四人吉田前中納言經・坊成前中納言俊・等、

被仰下、予奉仰遣新大納言畢、又石見国郷知行御息所、

仕四所不見等之由、仰新大納言畢、此事員永豊原庄郷知行之由、執事于時、
直被仰隆親卿敷、然而如此事大臣以上

也、仍可仰遣新大納言之由、与奪雅俊朝臣了、凡院中事、四位雅俊

五〔位〕
 □〔二九〕人弘御所庇番事、可奉行之由被仰信経右大弁
 畢、予仰遣新大納言畢、人数等彼朝臣直可申定給之、番文等後日
加文書中 注送之、

冬良 [衣笠]

22 衣笠中納言 <冬良>

26 衣笠中納言

藤長 [菅原]

22 (院) 蔵人、菅原藤長 <在嗣卿孫云々>

藤朝 [藤原]

22 治部大輔藤朝 / (院殿上人)

篤弘 [紀]

22 小舎人、同 (紀) 篤弘

ナ

内実 [一条]

22 一条大納言 <内実>

ハ

博清 [藤原]

22 (院) 判官代、{同 (右近将監)} 藤原博清
…<(伏見院) 御在位之時六位蔵人等也>

範春 [高倉]

24 (内殿上人) 範春 (朝臣)

範直 [紀]

22 (高氏) 子息範直 <歴外記者也>

フ

武躬 [秦]

24 秦武躬

伏見院

22 旧主 / 上皇 / 院

23 院

24 新院

25 新院

ホ

邦光 [藤原]

22 蔵人 {左衛門尉} 邦光 <坊一臈>

邦行 [藤原]

22 内侍 <侍従内侍、邦行朝臣妹>

コ

有康 [紀]

22 小舎人、同 (紀) 有康

有時 [綾小路]

22 <右馬頭有時>

ラ

頼弘 [紀]

22 小舎人、紀頼弘

頼俊 [冷泉]

24 (内殿上人) 頼俊 (朝臣)

頼親 [葉室]

22 新大納言父子 / 新大納言 / (院別当) {頼親
卿} 権大納言藤原朝臣

23 新大納言

25 新大納言

27 新大納言

頼藤 [葉室]

22 二条宰相 <頼藤> / 新大納言父子

23 二条宰相

27 (院別当) 二条宰相 <頼>

頼任 [葉室]

24 (後内殿上人) 頼任

25 (院昇殿) 勘解由次官頼任

頼房 [葉室]

22 右少弁頼房 / (院殿上人)

25 (院) 判官代頼房 <右少弁>

リ

利重 [中原]

22 少外記利重

隆教 [九条]

24 (後内殿上人) 隆教朝臣

隆親 [四条]

27 (貞永) 隆親卿

隆政 [四条]

22 (院殿上人) {左京大夫} 隆政朝臣

25 (院別当) 隆政朝臣 <左京大夫>

隆宣 [藤原]

22 右…隆宣朝臣…中将

隆定 [四条]

22 (院殿上人) {右中将} 隆定朝臣

良宗 [大炊御門]

22 大炊御門大納言 <良宗>

26 大炊御門大納言

- 親村 [安倍]
25 (院) 主典代 (御在位時出納一臈) 安部親村 (五位)
- 親平 [源]
22 右親平朝臣…中將 / (院殿上人) (右中將) 親平朝臣
24 (内殿上人) 親平朝臣
- 親茂 [大江]
22 滝口 (大江親茂 (先朝二臈))
- セ
- 成重 [藤原]
22 滝口 (藤原成重 (先朝一臈))
- 成能 [藤原]
22 (院殿上人) (右京大夫) 成能朝臣
- 清雅 [鷹司]
22 右中將清雅朝臣
- 清重 [藤原]
22 所衆 (藤原清重)
- 清祐
22 (院殿上人) (右中將) 清祐朝臣
- ソ
- 宗具 [中御門]
22 左…宗具朝臣…中將
- 宗清 [中御門]
22 (院殿上人) (左中將) 宗清朝臣
- 夕
- 泰忠 [高階]
22 前春宮権大進泰忠
- チ
- 知教 [橘]
22 (院) 判官代、(左衛門尉) 橘知教… (伏見院) 御在位之時六位藏人等也)
- 知朝
22 内侍 (新内侍、知朝朝臣妹)
- 仲高 [平]
22 勘解由次官仲高 / (院殿上人)
25 (院判官代) 仲高 (勘解由次官)
- 仲泰 [源]
22 藏人 (基仲子) 左近將監源仲泰 (坊藏人)
- 忠親 [藤原]
25 (治承四年二月) 忠経 [親] 卿)
- 長基 [藤原]
22 左…長基朝臣…中將
- 長嗣 [藤原]
22 右…長嗣朝臣…中將 / (院殿上人)
- 長親 [藤原]
22 少納言長親 (朝臣)
- 長隆 [葉室]
22 民部大輔長隆
- ツ
- 通頭 [中院]
22 左少將通頭朝臣 / (院殿上人)
- 通重 [中院]
22 中宮大夫 (通重)
25 (院別当) 中宮大夫 (通)
26 中宮大夫 / 御乳父 (通重卿)
- 通藤 [中院]
22 (院殿上人) (右中將) 通藤朝臣
- テ
- 定衡 [三善]
24 伊与守
- 定資 [坊城]
22 (院) 判官代、(左少弁) 定資 (年預)
24 左少弁定資
25 定資
- 定成 [藤原]
22 (院殿上人) (左馬頭) 定成朝臣
- ト
- 冬季 [滋野井]
22 滋野井中納言 (冬季)
25 (院別当) 滋野井中納言 (冬季)
- 冬平 [鷹司]
22 左大將 (冬平)
25 左大將
- 冬房 [松殿]
22 左中將冬房朝臣 / (院殿上人)

実教 [小倉]

22 富小路中納言〈実教〉

実兼 [西園寺]

26 大臣殿

実衡 [西園寺]

22 〈左少将実衡朝臣〉

実綱 [藤原]

22 左…実綱朝臣少将

23 〈左少将実綱朝臣〉

24 (後内殿上人) 実綱朝臣

25 (院昇殿) 少将実綱朝臣

実氏 [西園寺]

27 (貞永) 執事〈于時大臣〉

実時 [藤原]

22 六条宰相〈実時〉

23 六条宰相

24 〈六条宰相〉

実承

22 実承僧正

実任 [三条]

22 右…実任朝臣…中将／(院殿上人)

24 (内殿上人) 実任朝臣／中将実任朝臣

実泰 [洞院]

22 権大納言〈実泰〉

25 (院別当) 権大納言〈実〉

26 権大納言

実房 [藤原]

25 〈(治承四年二月) 三条中納言実房〉

実明 [正親町]

22 洞院中納言〈実明〉

26 洞院中納言

俊雅 [藤原]

22 (院殿上人) {同 (左中将)} 俊雅朝臣

俊貫 [中原]

22 所出納、中原俊貫〈俊茂子〉(坊出納)

俊兼 [藤原]

22 右…俊兼朝臣…少将／(院殿上人)

24 (内殿上人) 俊兼 (朝臣)

俊高 [平]

24 (後内殿上人) 俊高

俊光 [日野]

22 藤中納言〈俊光〉／定資〈父卿俊光一院年預〉

24 藤中納言

25 (院別当) 藤中納言〈俊〉

26 (御乳父)〈俊光卿〉

俊秀 [中原]

22 所出納、中原俊春〈俊秀子〉

俊春 [中原]

22 所出納、中原俊春〈俊秀子〉(坊出納)

俊定 [坊城]

27 (院別当) 坊成 [坊城] 前中納言〈俊〉

俊茂 [中原]

22 所出納、中原俊貫〈俊茂子〉／(院) 主典代、
{御在位之時二臈出納} 中原俊茂〈…五位也〉

信経 [坊門]

22 右大弁信経朝臣／(院殿上人)

25 (院別当) 信経朝臣〈右大弁〉

27 {右大弁} 信経

信忠 [平]

22 (藏人) 民部少輔信忠／(院殿上人)

24 五位藏人信忠

信定 [坊門]

22 (院殿上人) {右中将} 信定朝臣

信有 [綾小路]

22 右兵衛督信有朝臣／(院殿上人)

新内侍

22 内侍〈新内侍、知朝朝臣妹〉

親教 [源]

22 左親教朝臣…中将／(院殿上人)

親景 [安倍]

22 所出納、安倍、、〈先朝三臈〉(坊出納)

親氏 [五辻]

22 (院殿上人) {左中将} 親氏朝臣

24 (後内殿上人) 親氏朝臣

- 22 所衆〈佐伯光長〉
- 光定** [藤原]
- 22 蔵人治部少輔光冬 [光定] / (院殿上人)
- 24 (五位蔵人) 光定
- 25 (院判官代) 光定〈蔵人治部少輔〉
- 光輔** [葉室]
- 24 (後内殿上人) 光輔朝臣
- 25 (院昇殿) 光輔朝臣
- 光方** [中御門]
- 22 右衛門権佐光方 / (院殿上人)
- 25 (院判官代) 光方〈右衛門権佐〉
- 公経** [西園寺]
- 22 (建久) 頭中将〈西園寺入道殿〉
- 公顕** [西園寺]
- 22 中宮権大夫〈公顕〉 / (院別当) 中宮権大夫
藤原朝臣〈御厩別当〉
- 23 〈中宮権大夫〉
- 24 中宮権大夫
- 公衡** [西園寺]
- 22 右大将 / (院別当) 内大臣〈執事〉
- 24 〈右大将〉
- 公秀** [三条]
- 22 右…公秀朝臣…少将 / (院殿上人) {右少将} 公秀朝臣
- 公朝** [姉小路]
- 22 左中将公朝々臣 / (院殿上人)
- 康清** [源]
- 22 滝口〈源康清 (先朝三臈)〉
- 高氏** [紀]
- 22 一院納所紀高氏
- 高種** [紀]
- 22 小舎人、同 (紀) 高種
- サ
- 在経** [菅原]
- 22 前東宮学士在経
- 在兼** [菅原]
- 22 {同 (元学士)} 刑部卿在兼朝臣 / (院殿上人) {刑部卿、侍従} 在兼朝臣
- 24 刑部卿在兼朝臣 (侍読)
- 在嗣** [菅原]
- 22 (院) 蔵人、菅原藤長〈在嗣卿孫云々〉
- 在秀** [賀茂]
- 25 在秀朝臣
- シ
- 師教** [九条]
- 22 右大臣 / 右府
- 25 (院別当) 右大臣
- 師顕** [中原]
- 22 大外記師顕
- 師重** [北畠]
- 22 万里小路中納言〈師重〉
- 24 万里小路中納言
- 師信** [花山院]
- 22 花山院宰相中将〈師信〉
- 氏弘** [紀]
- 22 小舎人、同 (紀) 氏弘
- 資郷** [安倍]
- 22 (院) 主典代、(庁仕所奉行) 安部資郷…
〈五位也〉
- 資広** [紀]
- 22 小舎人、同 (紀) 資広
- 資宗** [菅原]
- 22 {元学士} 式部権大輔資宗朝臣
- 24 〈上臈資宗朝臣〉
- 資冬** [日野]
- 22 左衛門正権佐〈正資冬〉 / 五位判官代資冬
- 25 使左衛門佐資冬
- 資名** [日野]
- 24 (後内殿上人) 資名
- 侍従内侍** [藤原]
- 22 内侍〈侍従内侍、邦行朝臣妹〉
- 実員** [近衛]
- 22 左…実員朝臣…中将 / (院殿上人)
- 実躬** [三条]
- 22 新宰相中将〈実躬〉
- 23 新宰相中将

- 22 (建久) 摂政〈普賢寺〉 中宮権亮} 兼季朝臣
- 基藤** [園] 23 〈頭中將〉
- 22 左…基藤朝臣…中將／(院殿上人) 26 中宮権亮兼季
- 基方** [持明院] **兼基** [二条]
- 22 (院殿上人) {左少將} 基方朝臣 22 左府
- 季成** [源] 25 (院別当) 左大臣
- 22 (院) 判官代、{右近將監} 源季成…〈(伏見院) 御在位之時六位藏人等也〉 **兼親** [源]
- 業頭** [源] 22 藏人 {兼任朝臣子} 右衛門尉源兼親 (元坊藏人)
- 24 (内殿上人) 業頭朝臣 **兼忠** [鷹司]
- 業実** [藤原] 22 摂政／執柄
- 22 藏人 {業長朝臣子} 右衛門尉藤原業実 (元坊藏人) 25 〈政撰 [摂政]〉
- 業長** [藤原] 26 執柄
- 22 {業長朝臣子} 右衛門尉藤原業実 **兼貞**
- 業邦** [源] 22 兼任 [源]
- 22 右…業邦…少將 22 {兼任朝臣子} 右衛門尉源兼親
- ク
- 具俊** [堀川] **兼有** [平]
- 25 (院別当) 別当〈具俊〉 22 少納言兼有 (朝臣)／(院殿上人) {宮内卿} 兼有朝臣
- 26 別当 24 (内殿上人) 兼有朝臣
- 具良** [藤原] **顕相** [藤原]
- 22 左…具良朝臣…中將 22 (院殿上人) {中宮亮} 顕相朝臣
- ケ
- 経賢** [源] 24 (内殿上人) 顕相 (朝臣)
- 22 (院殿上人) {右中將} 経賢朝臣 **顕雄** [藤原]
- 経守** [高倉] 22 右…顕雄朝臣…少將
- 22 頭左大弁藤原経守朝臣 (先朝頭)／(院別当) {藏人頭左大弁} 経守朝臣 **顕世** [堀川]
- 24 経守朝臣 22 堀川中納言〈顕世〉
- 26 頭弁 **コ**
- 経親** [平] **後深草院**
- 27 (院別当) 平宰相〈経〉 22 一院
- 経長** [吉田] 23 一院
- 27 (院別当) 吉田前中納言〈経〉 24 一院／〈法皇〉
- 兼季** [今出川] **後伏見院**
- 22 藏人頭左中將兼季朝臣／左近中將藤原兼季朝臣 (先朝頭)／(院別当) {藏人頭左中將} 22 新主／新帝／主上
- 光経** [九条]
- 22 前春宮権大進光経
- 光長** [佐伯]

西園寺家所蔵『公衡公記』人名索引

日付はいずれも永仁6年7月である。

〈 〉内は割書、{ }内は傍書、[]内は校訂注を示す。

イ

以敏 [橘]

- 22 (院判官代) {同 (左衛門尉)} 橘以敏…
 〈(伏見院) 御在位之時六位藏人等也〉
 25 六位判官代以敏

伊頭 [藤原]

- 22 左…伊頭朝臣…中將

伊有 [藤原]

- 22 左…伊有朝臣…中將
 25 (院昇殿) 中將伊有朝臣

惟輔 [平]

- 22 左衛門正権佐 〈権惟輔〉/(藏人)/(院殿上人)
 25 (院判官代) 惟輔 〈藏人左衛門権佐〉

為基 [紀]

- 22 小舎人、同 (紀) 為基

為行 [中御門]

- 22 左中弁為行朝臣/(院殿上人)
 25 (院別当) 為行朝臣 〈左中弁〉

為方 [中御門]

- 24 〈中御門前中納言、法皇執権也〉/為方
 25 (院別当) 中御門前中納言

エ

永賢 [高倉]

- 22 (院殿上人) {中務大輔} 永賢朝臣
 24 (内殿上人) 永賢朝臣

永親 [高倉]

- 22 (内殿上人) 永親朝臣

永豊

- 24 (内殿上人) 永豊 (朝臣)

遠弘 [紀]

- 22 小舎人、同 (紀) 遠弘

カ

家雅 [花山院]

- 22 春宮権大夫 〈家雅〉
 24 花山院中納言
 25 (院別当) 花山院中納言 〈宗[家]〉
 26 (御乳父) 〈家雅卿〉

家親 [藤原]

- 22 (院殿上人) {同 (左中將)} 家親朝臣

家相 [藤原]

- 22 内蔵頭家相朝臣

家平 [近衛]

- 22 近衛大納言 〈家平〉

家輔 [藤原]

- 22 右中將家輔朝臣/(院殿上人)

雅康

- 25 (院昇殿) 少將雅康

雅俊 [藤原]

- 22 右中弁雅俊朝臣/(院別当)/四位院司雅俊朝臣
 25 雅俊朝臣
 27 雅俊朝臣/四位雅俊

雅任 [藤原]

- 22 前春宮権大進雅任

雅房 [土御門]

- 25 (院別当) 土御門大納言 〈雅〉
 26 土御門大納言

懐通 [藤原]

- 22 (院判官代) {同 (左衛門尉)} 藤原懐通…
 〈(伏見院) 御在位之時六位藏人等也〉

キ

基忠 [鷹司]

- 22 太閤

基仲 [源]

- 22 藏人 {基仲子} 左近將監源仲泰

基通 [近衛]

西園寺家文書

学習院大学史料館所蔵史料目録 第15号

平成10年11月30日発行

発行者 学習院大学史料館

代表者 坂本多加雄

東京都豊島区目白1-5-1 〒171-8588

(電話)03-3986-0221 〈内線〉6569

学習院大学史料館所蔵史料目録 第十五号

西園寺家文書

